

第六十五回国会 大蔵委員会 議 録 第三十六号

昭和四十六年五月二十日(木曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君

理事 藤井 勝志君

理事 廣瀬 秀吉君

理事 竹本 孫一君

理事 木野 晴夫君

理事 木村武千代君

理事 坂元 親男君

理事 登坂重次郎君

理事 福田 繁芳君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 重延君

理事 阿部 助哉君

理事 檜崎弥之助君

理事 堀 昌雄君

理事 坂井 弘一君

出席國務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君

運輸大臣 橋本登美三郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省主計局次長 橋口 收君

大蔵省理財局次長 小口 芳彦君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

国税庁長官 吉國 二郎君

運輸省鉄道監督 秋富 公正君

労働省労働基準 局賃金部長 藤 正勝君

委員外の出席者

議 員 藤井 勝志君

法務省民事局第三課長 枇杷田泰助君

大蔵省主計局給与課長 谷口 昇君

大蔵省銀行局中小金融課長 結城 茂君

農林省農地局管理部長 堀川 春彦君

労働省労政局労働法規課長 岸 良明君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動

五月二十日

辞任

奥田 敬和君

中嶋 英夫君

同日

辞任

中山 利生君

檜崎弥之助君

補欠選任

中山 利生君

檜崎弥之助君

同日

補欠選任

奥田 敬和君

中嶋 英夫君

五月二十日

貸金業者の自主規制の助長に関する法律案(藤井勝志君外四名提出、衆法第三四号)

は本委員会に付託された。

本日(の)の議に付した案件

閉会中審査に関する件

貸金業者の自主規制の助長に関する法律案(藤井勝志君外四名提出、衆法第三四号)

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号)

国の会計に関する件

金融に関する件

国有財産に関する件

請願

一 塩専売制度存続に関する請願(浅井美幸君紹介)(第一号)

二 映画等の入場税減免に関する請願(津川武一君紹介)(第二号)

三 同(受田新吉君紹介)(第二〇八号)

四 同(佐々木三三君紹介)(第二〇九号)

五 同(千葉七郎君紹介)(第二二七号)

六 同(長谷川四郎君紹介)(第二二八号)

七 同(三ツ林弥太郎君紹介)(第三二〇号)

八 同(早稲田柳右門君紹介)(第三二二号)

九 零細企業の税制改正に関する請願(加藤清二君紹介)(第三七五号)

一〇 同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

一一 退職公務員の医療制度等に関する請願(外一件)(三ツ林弥太郎君紹介)(第三七八号)

一二 所得税法の控除対象配偶者基準の引上げに関する請願(向山一人君紹介)(第四二四号)

一三 零細企業の税制改正に関する請願(赤松勇君紹介)(第四二五号)

一四 同(佐藤観樹君紹介)(第四二六号)

一五 同(横山利秋君紹介)(第四二七号)

一六 同(佐藤観樹君紹介)(第四四六号)

一七 同(横山利秋君紹介)(第四四七号)

一八 同(佐藤観樹君紹介)(第五六八号)

一九 同(横山利秋君紹介)(第五六九号)

二〇 同(佐藤観樹君紹介)(第六一〇号)

二一 同(横山利秋君紹介)(第六一一号)

二二 税関等に保管する引揚者の物資処理に関する請願(田畑金光君紹介)(第四七五号)

二三 映画等の入場税減免に関する請願(濱野清吾君紹介)(第四九八号)

二四 同(宇野宗佑君紹介)(第五六七号)

二五 元朝鮮、台湾両銀行の在外預金返済に関する請願(堀昌雄君紹介)(第五八三号)

二六 零細企業の税制改正に関する請願(佐藤観樹君紹介)(第六五七号)

二七 同(横山利秋君紹介)(第六五八号)

二八 同(佐藤観樹君紹介)(第七四六号)

二九 所得税等の大幅減税に関する請願(田中武夫君紹介)(第六九二号)

三〇 元朝鮮、台湾両銀行の在外預金返済に関する請願(佐藤観樹君紹介)(第七四七号)

三一 同(中嶋英夫君紹介)(第七四八号)

三二 同(平林剛君紹介)(第七四九号)

三三 映画等の入場税減免に関する請願(松山千恵子君紹介)(第七五〇号)

三四 税関等に保管する引揚者の物資処理に関する請願(原健三郎君紹介)(第八九〇号)

三五 映画等の入場税減免に関する請願(外一件)(長谷川峻君紹介)(第一一八九号)

三六 同(早川崇君紹介)(第一二四九号)

三七 個人企業の税制改正に関する請願(門司亮君紹介)(第一三三五号)

三八 同(天野公義君紹介)(第一三五七号)

三九 同(外一件)(小峯柳多君紹介)(第一三五八号)

四〇 同(櫻内義雄君紹介)(第一三五九号)

2

- | | | | | | | | |
|----|---------------------------|----|--|-----|---------------------------|-----|--|
| 四一 | 同(笹山茂太郎君紹介)(第一三六〇号) | 七五 | 同(西岡武夫君紹介)(第一五二三号) | 一〇四 | 同(海部俊樹君紹介)(第一七一〇号) | 一三三 | 税関等に保管する引揚者の物資処理に
関する請願外二件(青木正久君紹介)
(第一九〇一号) |
| 四二 | 同(田中榮一君紹介)(第一三六一号) | 七六 | 同(古井喜實君紹介)(第一五一四号) | 一〇五 | 同(笠岡喬君紹介)(第一七一一号) | 一三四 | 自動車新税創設反対に關する請願(堀
昌雄君紹介)(第一九七八号) |
| 四三 | 同(地崎宇三郎君紹介)(第一三六二号) | 七七 | 同外一件(山村新治郎君紹介)(第一五
一五号) | 一〇六 | 同(菊池義郎君紹介)(第一七二二号) | 一三五 | 中国に對する關稅差別の撤廢等に關す
る請願(松立忠久君紹介)(第一九七九
号) |
| 四四 | 同(中尾榮一君紹介)(第一三六三号) | 七八 | 同(豊永光君紹介)(第一五一六号) | 一〇七 | 同(島村一郎君紹介)(第一七二三号) | 一三六 | 同(黒田寿男君紹介)(第一九八〇号) |
| 四五 | 同(中村庸一郎君紹介)(第一三六四号) | 七九 | 所得稅法の一部(稅務職員の質問検査
權)改正に關する請願(青柳盛雄君紹
介)(第一三三六号) | 一〇八 | 同外四件(田村良平君紹介)(第一七二四
号) | 一三七 | 同(阪上安太郎君紹介)(第一九八一号) |
| 四六 | 同(長谷川四郎君紹介)(第一三六五号) | | | | | 一三八 | 同(細谷治嘉君紹介)(第一九八二号) |
| 四七 | 同(浜田幸一君紹介)(第一三六六号) | | | | | 一三九 | 同(安井吉典君紹介)(第一九八三号) |
| 四八 | 同(広瀬秀吉君紹介)(第一三六七号) | | | | | 一四〇 | 同外一件(柳田秀一君紹介)(第一九八
四号) |
| 四九 | 同(水野清君紹介)(第一三六八号) | | | | | 一四一 | 同(山口鶴男君紹介)(第一九八五号) |
| 五〇 | 同(武藤嘉文君紹介)(第一三六九号) | | | | | 一四二 | 同(横山利秋君紹介)(第一九八六号) |
| 五一 | 同(伊能繁次郎君紹介)(第一四六一号) | | | | | 一四三 | 同(安宅常彦君紹介)(第一九八八号) |
| 五二 | 同(植木庚子郎君紹介)(第一四六二号) | | | | | 一四四 | 同(阿部昭吾君紹介)(第一九八九号) |
| 五三 | 同外一件(金丸信君紹介)(第一四六三号) | | | | | 一四五 | 同(阿部助哉君紹介)(第一九〇〇号) |
| 五四 | 同外五件(鴨田宗一君紹介)(第一四六四
号) | | | | | 一四六 | 同(阿部未喜男君紹介)(第一九〇一
号) |
| 五五 | 同(木村武千代君紹介)(第一四六五号) | | | | | 一四七 | 同(赤松勇君紹介)(第一九二二号) |
| 五六 | 同(佐伯宗義君紹介)(第一四六六号) | | | | | 一四八 | 同(井岡大治君紹介)(第一九二三号) |
| 五七 | 同外一件(塩谷一夫君紹介)(第一四六七
号) | | | | | 一四九 | 同(井野正揮君紹介)(第一九四四号) |
| 五八 | 同(菅波茂君紹介)(第一四六八号) | | | | | 一五〇 | 同(井上普方君紹介)(第一九五五号) |
| 五九 | 同(田中榮一君紹介)(第一四六九号) | | | | | 一五一 | 同(石川次夫君紹介)(第一九六六号) |
| 六〇 | 同(丹羽久章君紹介)(第一四七〇号) | | | | | 一五二 | 同(石橋政嗣君紹介)(第一九七七号) |
| 六一 | 同外一件(濱野清吾君紹介)(第一四七一
号) | | | | | 一五三 | 同(上原康助君紹介)(第一九八八号) |
| 六二 | 同(松澤雄藏君紹介)(第一四七二号) | | | | | 一五四 | 同(下部長政君紹介)(第一九九九号) |
| 六三 | 同(栗山ひで君紹介)(第一四七三号) | | | | | 一五五 | 同(江田三郎君紹介)(第二〇〇〇号) |
| 六四 | 同外一件(山口敏夫君紹介)(第一四七四
号) | | | | | 一五六 | 同(大出俊君紹介)(第二〇〇一
号) |
| 六五 | 同(安倍晋太郎君紹介)(第一五〇三号) | | | | | 一五七 | 同(大原亨君紹介)(第二〇〇二
号) |
| 六六 | 同(宇都宮徳馬君紹介)(第一五〇四号) | | | | | 一五八 | 同(岡田利春君紹介)(第二〇〇三
号) |
| 六七 | 同(大竹太郎君紹介)(第一五〇五号) | | | | | 一五九 | 同(加藤清二君紹介)(第二〇〇四
号) |
| 六八 | 同(河村勝君紹介)(第一五〇六号) | | | | | 一六〇 | 同(勝澤芳雄君紹介)(第二〇〇五
号) |
| 六九 | 同(菊池義郎君紹介)(第一五〇七号) | | | | | 一六一 | 同(勝間田清一君紹介)(第二〇〇六
号) |
| 七〇 | 同(坂村吉正君紹介)(第一五〇八号) | | | | | 一六二 | 同(角屋堅次郎君紹介)(第二〇〇七
号) |
| 七一 | 同外一件(始関伊平君紹介)(第一五〇九
号) | | | | | 一六三 | 同(金丸徳重君紹介)(第二〇〇八
号) |
| 七二 | 同(田川誠一君紹介)(第一五一〇号) | | | | | 一六四 | 同(川崎寛治君紹介)(第二〇〇九
号) |
| 七三 | 同(堂森芳夫君紹介)(第一五一一号) | | | | | | |
| 七四 | 同(中山利生君紹介)(第一五一二号) | | | | | | |

昭和四十六年五月二十日

- 三四二 国家公務員共済組合法等改正に関する請願外一件（広瀬秀吉君紹介）（第六一五八号）
- 三四三 国民金融公庫融資取扱窓口の拡大に関する請願（下平正一君紹介）（第六二七九号）
- 三四四 国家公務員共済組合法等改正に関する請願（広瀬秀吉君紹介）（第六六八四号）
- 三四五 入場税免税に関する請願（塚原俊郎君紹介）（第六八三〇号）
- 三四六 国家公務員共済組合法等改正に関する請願外一件（広瀬秀吉君紹介）（第六八八一号）
- 三四七 個人企業税制改正に関する請願（森下國雄君紹介）（第六八三二号）
- 三四八 貴石、貴金属製品等第一種物品税の課税方式改正に関する請願（渡辺肇君紹介）（第六九三一号）
- 毛利委員長 これより会議を開きます。
この際、おはかりいたします。
すなわち、本日付託になりました藤井勝志君外四名提出にかかる貸金業者の自主規制の助長に関する法律案を議題といたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
- 毛利委員長 貸金業者の自主規制の助長に関する法律案を議題といたします。
- 貸金業者の自主規制の助長に関する法律案
貸金業者の自主規制の助長に関する法律
- 目次

有する貸金業を行なう者を会員とし、会員たる

有する貸金業を行なう者を会員とし、会員たる

貸金業を行なう者の貸金業に係る法令の遵守、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、庶民金融業協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定による法人を設立することができる。

2 庶民金融業協会は、都道府県ごとに一個とする。

3 庶民金融業協会は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 会員の行なう貸金業に關し、契約の内容を適正ならしめるため必要な調査、指導、連絡、勧告その他の業務

二 会員の行なう貸金業に關し、過大な担保の要求その他資金需要者たる顧客の利益を不当に害する行為を防止するため必要な調査、指導、連絡、勧告その他の業務

三 前二号に掲げるもののほか、会員の行なう貸金業に關し、その適正な運営を図るため必要な業務

（法令の遵守等）

第五条 庶民金融業協会の会員は、貸金業を行なうに關し、貸金業に係る法令を遵守するとともに、資金需要者たる顧客に対しできる限り低廉な金利により資金を提供し、業務を適正に運営するよう努めなければならない。

（会員の欠格事由）

第六条 次の各号の一に該当する者は、庶民金融業協会の会員となることができない。

一 破産者であつて復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

三 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に關する法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

四 第三条第三項（庶民金融業者の名称の使用

制限）の規定に違反する行為をして過料に処せられた者であつて、その裁判の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

五 次条第二項の規定により庶民金融業協会を退会させられた者であつて、その退会させられた日から二年を経過しないもの

六 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前各号の一に該当するもの

七 法人又は法人でない社団若しくは財団であつて、その役員又は代表者若しくは管理人のうちに第一号から第五号までの一に該当する者があるもの

八 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に關する法律第七條第一項前段（貸金業の開始の届出）の規定による届出をしていない者

（退会）
第七条 庶民金融業協会は、会員が前条第一号から第四号まで並びに第六号及び第七号の一に該当するに至つたときは、その会員を退会させなければならない。

2 庶民金融業協会は、会員で庶民金融業協会の秩序を害したものは貸金業を行なうに当たつて悪質若しくは著しく不当な行為をしたものがあるときは、その会員を退会させることができる。

（内部機関）
第八条 庶民金融業協会は、定款で定めるところにより、会員の資格について審査を行なう機関、前条第二項の規定による退会について審査を行なう機関及び会員の貸金業に係る行為についての苦情の処理に關する事項をつかさどる機関を設けるものとする。

（報告等）
第九条 都道府県知事は、庶民金融業協会に対し、その業務がこの法律の目的に適合するように運営されることを確保するため、必要な事項に關して報告を求め、又は必要な指導、助言及

び勧告をすることができる。

第四章 全国庶民金融業協会連合会

（全国庶民金融業協会連合会）

第十条 庶民金融業協会は、全国を単位として、庶民金融業協会を会員とする全国庶民金融業協会連合会と称する民法第三十四条（公益法人の設立）の規定による法人を設立することができる。

2 全国庶民金融業協会連合会は、全国を通じて一個とする。

3 全国庶民金融業協会連合会は、庶民金融業協会の運営に關する連絡調整を行なうことを目的とする。

第五章 雜則
（団体の名称の使用制限）
第十一条 庶民金融業協会及び全国庶民金融業協会連合会でない者は、庶民金融業協会又は全国庶民金融業協会連合会という名称を使用してはならない。

（主務官庁）
第十二条 民法第三十四条（公益法人の設立、第三十八條第二項（定款の変更）、第五十九條第三号（監事の職務）、第六十七條（法人の業務の監督）、第七十一條（設立の許可の取消し）、第七十二條第二項（残余財産の処分）、第七十七條（解散等の届出）及び第八十三條（清算の終了の届出）に規定する主務官庁は、庶民金融業協会については都道府県知事とし、全国庶民金融業協会連合会については大蔵大臣とする。

第六章 罰則
第十三条 第三条第三項（庶民金融業者の名称の使用制限）の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第十四条 第十一条（団体の名称の使用制限）の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

（庶民金融業者の名称についての経過措置）

2 この法律の施行の際現に庶民金融業者という名称を使用している者については、第三条第三項（庶民金融業者の名称の使用制限）の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（団体の名称についての経過措置）
3 この法律の施行の際現に庶民金融業協会又は全国庶民金融業協会連合会という名称を使用している者については、第十一条（団体の名称の使用制限）の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

理由

最近における貸金業の実態等にかんがみ、貸金業の適正な運営と不正金融の防止に資するため、貸金業を行なう者の団体について、貸金業を行なう者の自主規制の助長するための必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○毛利委員長 提出者より提案理由の説明を求めます。藤井勝志君。
○藤井議員 ただいま議題となりました貸金業者の自主規制の助長に關する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明いたします。
貸金業につきましては、昭和二十四年に貸金業等の取締に關する法律が制定せられ、当時の金融便塞に伴い乱立した暴利をむさぼる悪質な貸金業者を取り締まり、その公正な運営を保障するため、大蔵大臣への届け出制等が設けられたのであります。

しかしながら、この届け出制は、昭和二十九年に出資の受入、預り金及び金利等の取締等に關する法律が制定されるとともに廃止され、単に貸金業の実態を把握するための届け出制ということに改められて今日に至つたのであります。

したがって現行法のもとにおきましては、貸金業は純然たる自由営業とされているのであります

が、貸金業の現状を見ますと、現実には届け出を出している業者数は約八万名であり、このほかに届け出をしていないいわばやみの業者もばく大な数に達していると思像されているのでありまして、かような状態を放置しておくことは、悪質不正業者のばつこをますます助長するおそれがあり、ひいては貸金業の公正な運営にも少なからざる支障を及ぼすことが憂慮されるのであります。

よって、貸金業の庶民金融に占める現実に顧み、この際貸金業に関する特別法を制定し、貸金業者の団体の設立についての根拠規定を設け、団体の自主的な活動を推進して貸金業者の自衛を促すとともに、団体に行政指導の補助的な役割りを果たさせることにより資金需要者の保護と貸金業の適正な運営をはかり、もって不正金融の防止に資するため、ここに本法案を提出いたしました次第であります。

次に、本法案の内容について御説明いたしますと、まず第一に、貸金業者は、都道府県の区域ごとに庶民金融業協会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができるとし、また、庶民金融業協会は、全国を単位として、全国庶民金融業協会連合会と称する民法第二十四条の規定による法人を設立することができるとし、いたしております。

第二に、庶民金融業協会への入会または退会は、原則として自由であります。庶民金融業協会に入会している貸金業者でなければ庶民金融業者の名称を用いて貸金業を行なうことができないこととしたしております。

第三に、庶民金融業協会の会員は、貸金業を行なうについて、法令を順守するとともに、顧客に対しできるだけ低廉な金利によって資金を提供し、業務を適正に運営するようつとめなければならないこととしております。

第四に、庶民金融業協会は、貸金業の適正な運営と不正金融の防止に資するため、必要な調査、指導、連絡、勧告その他の業務を行ない、また、全国庶民金融業協会連合会は、庶民金融業協会の

運営に関する連絡調整を行なうものとしたしております。

第五に、都道府県知事は、庶民金融業協会に対して、必要な報告を求め、または必要な指導、助言及び勧告をすることができるとしたしております。

第六に、庶民金融業協会及び全国庶民金融業協会連合会でない者は、これと同一の名称を使用してはならないこととしたしております。

最後に、民法第三十四条その他に規定する主務官庁は、庶民金融業協会については都道府県知事とし、全国庶民金融業協会連合会については大蔵大臣としたしております。

以上がこの法律案の内容の概略であります。何とぞ慎重審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。

○毛利委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○毛利委員長 内閣提出、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、両案を議題といたします。

両案につきましては、昨十九日提案理由の説明を聴取いたしましたので、これを許します。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

○広瀬秀吉君 たいま議題になった公務員共済組合法及び公企体共済組合法の二法案について、数点にわたって御質問いたしたいと思うわけであります。

まず、今回恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置、こういうことで、今回もまた、四十四年本来ならば是正すべきもののい

わゆる積み残しといわれる部分と、さらに、その後における物価上昇等を勘案して年金額の引き上げを行なう、こういうことになっておるわけでありますが、私どもは、この約十年近くわたって国会のたびに、この問題が法案として本委員会にかかるたびに附帯決議をつけまして、恩給法にもあるいはまたそれぞれの共済組合法にもいわゆる調整規定が設けられ、これはもうすでに五、六年も前になることであります。その調整規定がいまだに制度化されない。規定だけはあるけれども制度として具体化しない。この問題について、一体主管当局あるいは大蔵当局はどのようにこの問題を、これから調整規定の本旨に従った制度化というものの、制度の具体化というものを進めようとしておるか。まず、根本的な問題としてその問題をお聞きをいたしたいと思ひます。

○橋口政府委員 共済問題に御造詣の深い先生の御質問でございますので、私がお答えいたしたくことが多いかと思ひますが、お尋ねでございますのでお答えいたしたいと思ひます。

近代的な福祉国家において、年金の実質的な価値を維持するということは当面の最大の課題であることは、御指摘のとおりであります。それぞれ法律に年金の価値を維持するためのいわゆる調整規定というものが設けられておりまして、問題は、それを具体的にどう運用するかということにあることも、これはまた御指摘のとおりでございます。

昭和四十二年に社会保障制度審議会から申し入れを受けまして、政府に公的年金制度調整連絡会議というものを設けまして、総理府の審議室長が座長となつて、今日までその具体化の方途について検討いたしてまいつたわけでございます。その間、研究過程におきましていろいろの問題が生じたわけでございますが、これは昨年の御質問にもお答えを申し上げたことでありますが、やはり根本的には、日本における公的年金の沿革なりあるいは整備の度合いが相違がある、そういう基本的な相違というものを背景に置いて、その基盤の上

に立つてどうするかということが、結局は問題解決の一つの処方せんになるのじやないか、こういうことで、ある程度の検討の基盤が生じてまいりましたので、さらに公的年金制度調整連絡会議の中に、公的年金を種類別に分けまして、共済あるいは民間の年金グループ等にわけまして、それぞれのグループごとにさらに問題点を煮詰めるというところで今日まで検討をいたしているわけでございます。

ただ、御質問の中にもございましたように、現在の共済制度は恩給制度と密接な関係を持つておりますので、恩給につきましては、恩給の価値を維持するためのある程度のルールというものが一昨年からできております。したがって、恩給法のいわば反射的な効果といたしまして、共済につきましても、その価値を維持するために、従来の積み残しを含め、あるいは年金価値の懸隔を相殺するための措置をとつておるわけでございますが、さらに厚生年金につきましては、従来おおむね五年ごとの財政再計算の時期に給付の額についても改定をいたしておりましたのを、今回は二年に一回厚生年金の金額を改定をいたしたわけでございますが、それを受けまして、共済につきましても、いわゆる最低保障の額についての助成もいたしておるわけでございます。

そういういろいろな事情がございますので、いわゆるスライド問題についての的確な改正というものはまだ持つておりませんけれども、具体的な措置の中身を御検討いただきますと、かなり前進をしておるということに評価をいただけるのじやないかというふうに考えておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 四十二年から四十六年の今回の改正案までどういうパーセントで年金額の引き上げを行なつてきたかということ、ひとつパーセントの数字で、何年は何%上がりました、それと消費者物価の上昇、年度で大体確定した数字を対比してお示しをいただきたい。

○谷口説明員 四十四年には、御案内のとおり恩

給の改正に関連をいたしまして、今日提案を
いただいております同じ年金改定法を御審議を
いただいたわけでございますが、その結果、四十
年をベースにいたしまして四四・八%の増額とい
う形になっております。そして、四十五年の改定
の際には、これは四十五年十月からでございます
けれども、それが五七・四七%アップという形
になっております。いずれも四十年をベースにし
た話でございます。これがベースの改定の問題で
ございます。

それから、今回はそれを一月からは六〇・七三
%アップ、そして十月からは七四・二三%アッ
プ、いずれも四十年をもとにいたしましてこれだ
けの改正をさせていただいております。たゞいま
のは年金改定の分でございます。

○広瀬(秀)委員 この間の四十年を基準にして物
価上昇率は三十何%だからこれは大体完全にカバ
ーしてると、少なくとも数字の上では出るわけ
であります。しかしながら、四十年が基準になっ
ていまい言われたような数字が出ておるわけだけ
ども、四十年以前においてこの引き上げというも
のは、物価上昇あるいはその生活水準、賃金の上
昇というようなものとはかなり乖離したものが四
十年の基準であつて、その低いところをとつた
いうことで、この改定率というものはいまい言わ
れるように四十年を基準にすればことしの十月現在
では七四%にもなりますというところだけでは、や
はりこの年金受給者はどうしても、今日の物価あ
るいは生活水準というように考えると、その
年金の実質価値が年々下がっているという考え
からちつとも解放されないわけであつて、この年
金受給者が今日切実な思いでわれわれに訴え続け
ているということでありまして、この辺のところ
で、総理府に設置されました公的年金連絡会議と
いうようなもの、こういうものが非常に時間がか
かっているわけです。私はこ三年ほど毎回質問
をしていくわけですが、もう少なくとも四
十五年度あたりでこの制度の結論が出て実施段階
に移れるというような期待を持っておったわけで

ありますが、いまだにこれがいつ結論が出るや
う、いまの橋口次長のお話でもわからない。こ
ういふ状況にあるわけでありまして、基本的にこの
連絡会議の結論がやはり出てこないといま何とも
言えないということなんだけれども、あの調整規
定を具体的に満足していく、こういう制度化とい
うものの方向にいくのか、それともそれと別な
結論が出るのか、その辺のところの大蔵省として
の見通し、また大蔵省としての考え方というもの
はいかがでございますか。

○橋口政府委員 年金額の物価上昇に伴う調整
の問題につきましては現時点における考え方とい
たしましては、いわゆる政策スライドの考え方と
とつては、いづれも政策スライドの考え方と
もございまして、完全自動スライドという規定は
ないように承知いたしておりますが、いづれに
いたしましては、わが国におきましては、現在の年金
成熟の段階に着目いたしますと、当面は政策的
な見地からのスライドを行なうということがやは
り基本的な考え方になるのじやないかという感じ
がいたしました。おるわけでございます。ただ、先
ほど申し上げましたように、従来は厚生年金等に
つきましては大体五年に一回金額の改定をいたし
ておるわけでございますが、今回は二年目ござ
いまして、厚生年金についての最低金額の改正を
いたしたような経緯もございまして、やはり一
方に年金の価値を維持するといふ要請がございま
すので、公的年金制度調整連絡会議の議論は論議
をいたしまして、これは理論的、学問的な見地
からの究明も加えておりますので、それはそれと
いたしまして、現実の処理といたしましてはただ
いま申し上げましたような形で現実の調整が行な
われつつあるというのが現状でございます。

ただ、先ほどお示しをいたしました恩給につき
ましては、一定のルールによつて増額をいたして
まいつてきておりますが、かつての恩給審議会の
答申にもベースの問題については触れていないわ
けでございます。つまり、現在の恩給のベースが

的確である、あるいは現在の恩給のベースが適当
であるということとはあえて指摘をいたしてござ
いません。したがしまして、恩給制度につきましては
ベースの問題というものは依然として残っている
わけでございます。これは財政事情等ともどもに
み合わせながら、将来の検討課題ではないかとい
うふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 おそらくこの公的年金調整連絡
会議には橋口次長もお出になつておられると思
うのでありますが、いまいろいろお話ししたけれ
ども、一体結論がいまだに出ない、新しいスライ
ド制について結論に到達するための阻害要件と
なつてゐる、あるいはまたこの点が何と申し上げ
てもぐあいが悪いんだというものについて、一番大
きいものは何なのであります。この点をひとつ
あなたの感触でけつこうです。お答えをいた
だきたいと思ひます。

○橋口政府委員 基本的に申し上げますと各種の公的
年金の制度につきまして、それぞれ成熟の度合いが
違ふということに根本の原因があるのじやないか
という感じがいたしております。諸外国等におき
ましては、被保険者の大体二割程度が実際に年金
を受けておるわけでございますが、日本の場合に
はまだ五%に満たない程度の年金受給者にすぎな
いわけでございます。そういう全体の背景といた
しまして、年金の成熟がまだ十分でない、同時に
に、各種の年金の中におきまして、たとえば恩給
について見ますと、これは長い歴史を持つておる
わけでございます。それだけに恩給独自の考え方
で従来運用されておつたような経緯もございま
す。御承知のように、民間の公的年金で比較的長
い歴史を持つております厚生年金でも大体三十年
程度の歴史でございます。国民年金につきまして
ははるかに浅い歴史しか持たないような状況でも
ございまして、また公務員の共済制度につきまし
てもかれこれ十数年の歴史しか持たない。その
間、私学共済とか農林共済とか、いろいろな共済
のグループも生じてまいつてきております。そう
いうふうに各種の公的年金の歴史が違ひ、基本的

な背景が違ひ、したがつて基礎的なベースが違
う。そういう背景がございまして、発達のおく
れております発足の新しい年金につきましては、
まず水準の改定そのものを優先すべきだ。成熟度
の高い年金につきましては、ある程度ベースとい
うものが確保されて、その上にいかに年々上積み
するかという問題意識を持つておるわけございま
す。したがしまして、それぞれの年金の当事者
の意識にはかなりの相違がございまして、そこ
で、先ほど申し上げましたように、各種の年金グ
ループに分けて、グループごとに検討して結
論を出すということに、ある意味では方針を転換
いたしましたわけでございます。グループ別の会合も
すでに二回程度行なつておるようでございます。
で、その辺の詳しい経緯は、必要ならば給与課長
からお答えを申し上げたいと思ひますけれど
も、いづれにしてもそういうことで検討を深めて
いく。ただ、一方においては、先ほど申し上げ
ておりますように、やはり年金の価値を維持しな
ければならぬといふ要請もございまして、厚生年
金等につきましては、従来の再検討の期間を早め
て現実的には処理をいたしておる、こういうのが
現状であらうかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 年金問題も、これから七〇年代
はまさに高福祉の時代なんだという国家の非常に
大きな政策目標にもなつてきている時代でありま
す。そういう中でやはり老人福祉というものが当
面非常に急を要する問題であるといふ認識が高
まつてきておる段階だと思つておるわけでありま
す。そういう中で新しくそういう、老人福祉という立場
においてこの問題はやはりゆるがせにできない問
題であるといふ政策課題というものにもならみ合
つて、この問題の早急な解決、各種年金間に
成熟の度合いが違ふという大きな問題もあ
る、あるいはまた、いまお答えにはならなかつ
たけれども、やはりその財源の問題等をどう調整
していくかという問題もあるだろうと思つてござ
います。そういう問題は、前段の問題は大蔵省として
このスライド問題を考えるにあつてどう考えら

れておるのか。そして、この財源調達の問題という点についてどのように考えられるのか。私どもは、これはやはり国の福祉政策として、特に老人福祉というものが、まさにこれだけ経済大国になって、しかも、もともと経済力の弱い諸国よりもなおかつ老齢年金というようなものがきわめて低いし、しかも物価が上昇しておるといような段階では、当然これは国の責任において財源を調達すべきだという基本的な見解を持っておるわけだけれども、その問題等について、公的年金連絡調整会議等における議論はどうなのか。そしてまた大蔵省のその面についての基本的な考えはどうなのか。この点をひとつ明らかにしていただきたい。

○橋口政府委員 社会保障に関する七〇年代のビジョンについて御指摘があったわけでございますが、その点にしましては先生と全く意見を同じくするものでございます。社会保障全体といたしまして強化、充実をはかってまいりたいという基本的な方針を持っておりまして、その中でも特に老人対策、あるいは老人対策の将来の中心となるべき年金制度の充実というものが、将来の社会保障制度の本命になるということについては全く御指摘のとおりというふうに考えております。ただ日本の場合におきましては、人口の中に占める高齢人口の比率というものが先進諸国と比べてまだ非常に低い状態でございます。それが一つは年金の未成熟に反映をいたしておるわけでございますけれども、しかしこの二十年程度の先を見通して考えますと、やはり高齢人口というものは非常に大きな比重を占めてくる。したがって、社会保障の今後の本命は老人対策、高齢対策ということであろうかと思ひますが、そのための方法といたしまして、わが日本におきましては、いわゆる無拠出制の老齢福祉年金あるいは老人医療につきましても、公費負担という考え方がかなり強く前面に出されてきております。ただ、長い将来を考えますと、こういう形の公費負担よりはやはり相互扶助組織を基盤とする、あるいは相互扶助の理念

を基盤とする社会保険あるいは年金制度によって将来の老人対策を行なうというふうに、考え方が進歩発展をしてくるのではないかとこのように予想をいたしておるわけでございます。そういう点から申しまして、当面の老人対策、高齢対策の問題と、長い将来の先の課題に対する対処のしかたではやや違ってくるんじゃないか。したがって、当面の政策課題の意識といたしましては、やはり無拠出制の老齢福祉年金とあるいは医療の公費負担というような形の政策のほうが先行するんじゃないか。それと並行いたしましてむしろ年金につきましても措置をいたしてまいりたいと考えておりますが、やはり社会保障に関する先進諸国を見ますと、老人対策の根本は年金になっております。相互扶助的な年金によつて行なわれておりますので、将来の姿といたしましては、御指摘のように、そういう姿として老人対策なりあるいは社会保障の本命が制度化していくのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○広瀬秀委員 ここでこれ以上次長とこの問題について論議を戦わしている時間的余裕もないわけですから、物価がどんどん上昇し、またそれに従つて現職職員の給与水準が最近十七、八%というように非常に上がっているという生活の水準というものが上昇している。そういう中で、この年金受給者が相対的にどんどん実質価値を奪われて低い生活水準におとされられておる。そういう状況というものをより一そうひとつ深刻に考えて、この共済組合の年金制度できた根本の趣旨にさかのぼって、原点に返つて、老齢所得保障あるいは生活保障というようにものが完全に実現をする方向というのについて、国が果たすべき役割というものをひとつ充実強化させていく。こういう基本的な立場で、進化の方向であるかどうかはわかりませんが、相互保険的というようになことにばかりウェイトをかけないで、やはり国が、公共の仕事に携わつて一生をささげ、老齢期を迎えた人たちに對して十分なめんど

うを見ろということ、これがやがて一つのきっかけになつて、その他の厚生年金や国民年金等にも——現状では諸外国から見ましてまことに貧しい年金制度になつていっていると思いますが、そういうものもだんだんそれにつれて引き上げられていくという、まさに老人天国、またほんとうに老人福祉というものが完全なものになるためのやはり最大の課題点だということを、先ほど次長も言われたのだけれども、そういう立場で十分ひとつこの問題を前向きに考えていただきたいということとを要望して、次の質問に移りたいと思つておる。

そこで、公共企業体の財源率等の問題について触れたいと思うのですが、収支計画策定審議会、これは五年ごとに答申を出して財源率の再計算をずつとやってきておるわけでありまして、この収支計画策定審議会というものが四十年に第一次の答申を出され、四十五年に第二次の答申を出された。いま私が言っているのは国鉄の場合ですが、これは国鉄総裁に對して責任を持ち、またこの答申を国鉄総裁として尊重するというような形で拘束を受ける、こういう関係に立つのであります。大蔵省は、国鉄における共済組合のこういう審議会の答申というものはどのように把握をされておるのであります。

○谷口説明員 大蔵省の給与局におきましては、国家公務員共済組合の制度の管理のほかに、公企体職員共済組合の問題についてもこれをいろいろ管掌しておる形になっておりますけれども、ただいま御質問の点につきましては、実は国鉄の問題あるいは電電の問題について、それぞれ当該共済組合から話を十分に聞いております。

○広瀬秀委員 そこで、なるほど電電公社、専売、それぞれに収支計画策定審議会があるわけでありまして、これは大蔵省もいま課長がお答えになつたような形で承知をいたしておるはずであります。ところが、四十年の六月第一次の答申が出て、この答申で指摘されていることを、国鉄は国鉄なりにこの審議会の答申を尊重しなければなら

ぬ、答申の線にむしる拘束をされるというような気持ちで、大蔵省にもまた運輸省にも要求をしている。その答申の線が実現できるように要求をされたと思うのであります。その点いかがでございますか。

○谷口説明員 先生の御質問はおそらく追加費用の負担方法の問題を中心としてのお考えだと思ひますけれども、この公共企業体職員等共済組合の追加費用の負担方法につきましては、新制度発足当初は旧法時代の永久債務方式による負担率を相当下回る率から出発をいたしまして、漸次引き上げてきたものであります。三公社がそれぞれ一律に設けました長期財源率の検討委員会、先ほど先生からお話がありました検討委員会の前回の答申では、今後当分の間整理財源率を毎年千分の五引き上げる必要があるとされておる。また、整理財源率上額が前述の追加費用支払い額をかなり下回っている状況にあることもあって、毎年度千分の五ずつ引き上げてまいりました。今回の答申におきましても、今後当分の間整理財源率を毎年千分の五引き上げる必要があるとされております。

国鉄、専売の組合につきましては、従来の方針を踏襲いたしまして、四十六年度におきましても千分の五増加して計上するという形で現在までま

いっております。

○広瀬(秀)委員 運輸省は国鉄の監督官庁であり、国鉄総裁から第一次答申に基づいて運輸省としてもいろいろ問題が指摘されておつたはずであります。追加費用の負担の問題で非常に重要な問題があるわけですが、千分の五々々積み立てていきなさいということはそれとおりになっていくけれども、その中で重要な指摘があると思うわけでありまして、「年金改定による追加費用の負担のあり方」として、「年金改定のための追加費用については、ベース・アップの場合と同様に、生活水準向上による追加費用は、事業主及び組合員が負担し、物価変動によるそれは、国庫が負担するの

が妥当である」という指摘が、これは四十年の第一次答申ですよ、そういうことがいわれてお

たわけです。

それから、いわゆる「恩給公務員の吸収」の問題、これは、「国鉄が負担してきた経緯を考慮すれば、この追加費用は、今後とも国鉄が負担するのやむを得ない」とこれはまあ「やむを得ない」ということでありますが、軍人期間の通算算入のいわゆる過去勤務債務については、これも「国庫負担によるのが妥当である」といわれる終戦処理的なきに、軍人期間の通算の問題、あるいはこのときにはまだ外国政府あるいは外国特殊法人等の引き揚げ者の通算の問題、満鉄等の通算の問題についてまでは、いっておりませんけれども、このような点があるわけですね。これを運輸省は、大蔵省との折衝においてどういうように主張をされて、この答申をどういうように見ておられたかというところをお伺いしたいと思います。

○秋富政府委員 ただいま先生の御指摘の問題でございますが、従来まで私たちがいたしましては、国鉄の場合でございますが、国鉄の予算におきましてこれを処理していくように進めてまいりました。

○広瀬(秀)委員 四十五年八月六日に「国鉄共済組合収支計画策定審議会答申」というのが出ております。これはいわゆる第二次答申なわけですが、この中で、国鉄の場合に所要財源率是对俸給千分の百十七ということ、四十一年から四十五年まで千分の百十三で来たものが千分の四上がつて百十七になる、こういう答申がなされました。そして、この財源率計算においては、「組合員期間二十年以上に達する者の割合が増加したこと及び死亡率が低下したことによる」というふうになされておるのですが、先ほど申し上げた「過去勤務債務の処理」これについては「前回の答申時に五千百五十五億円(昭和三十九年三月末現在)であったものが、その後、年金改定が数次にわたって行われたこと、ベース・アップが年々行われたこと、さらには、満鉄等外国特殊法人関係の通算の拡大が行われたことなどを原因として、昭和四十三年度末現在において一兆一千五百六十九億

円に達している。しかも、この増加傾向は、今後とも続くものと予想される。当審議会は、これに対処する方法として、前回、修正賦課方式により過去勤務債務の利息相当額に達するまで、収支計画に基づいて補てん額を決定し、最終的には過去勤務債務額を凍結する必要を示唆したところであるが、今後においても、この方法を踏襲することが望ましい」とこのようなことをいっておるわけであります。さらに「財源の負担についての意見」というところで、「共済組合に対する国鉄の負担は、事業主としての負担に限るのが妥当であり、国が負担すべき部分まで代行する必要はないと思われる。少なくとも現在国鉄が負担している次の部分については、国がすみやかに負担することが望ましい」と、「国の社会保険助成の代行部分」、「厚生年金に対する国庫負担に相当する部分」というものを想定をしてそういうことをいっている。

「国の戦後処理政策の代行部分」、「軍人及び満鉄等外国特殊法人等の期間に対応する共済組合の長期給付額に相当する部分」というように指摘をいたしておるわけです。

こういう過去勤務について一体大蔵省は——こういう審議会であり、これは直接的に大蔵省を拘束するものではないという御見解もあるいはあるうと思ふけれども、これは筋として、やはりそれぞれの単位共済においてはこういうことをやらなければ、どんな財源率計算においても過去勤務債務が飛躍的に、五年間で倍以上にも増大するといふ状況を踏まえますと、それが組合員の掛け金といふもので負担をするということになれば、これはほとんど累増する。しかもその性格は本来国がやるべきいわゆる終戦処理的なものである。こういうようなもので単位共済組合が代行するといふことはどうもおかしい。あるいはベース・アップ分についてもそうである。こういうような指摘が行なわれているのですが、この点について大蔵省はもと理解ある態度を示して、国庫としての国の負担分というものを、厚生年金においても一

五%すでに出しておるわけでありすから、少なくとも最低そのくらいは——われわれは昨日の改正案の提案におきまして二〇%ということをおっしゃるのではありませんが、少なくとも最低一五%くらいは、厚生年金にもそういうふうに出しているのではありません。同じように国庫負担というのを一五%出すというふうなことがあつてしかるべきと思うのでありますが、その点いかがでございますか。

○橋口政府委員 この問題は、昨年の当委員会でも御質問をいただき、お答えをいたしました問題でございますが、率直に申し上げたいへんにむずかしい問題でございます。現在の年金制度に内在する基本的な問題と、さらにその負担関係をどうするかという二つの問題があると思ひます。

先ほどもちよつと触れましたように、やはり年金の価値を維持するためには、物価、生活水準の向上に見合つて年金額の増加をはかつてまいらなければならぬわけでございますが、結局それはだれが負担するかということになります。最終的には世代間の負担の分配の問題になつてまいります。つまり老齢化した人間を若い世代が養つて、したがって、養つたためのその費用を若い世代が負担をいたします場合に、保険料という形で保険集団の中で負担をするのがいいのか、あるいは一般の国民の負担という形で平均の形で負担をするのがいいのか、これは社会保障、年金制度に関連しての基本的な問題でございます。現在御承知のように、厚生年金等につきましては、実際の積み立て所要額につきましては、いわゆる修正実額積み立て方式という方式を採用いたしております。これは保険数理の見地で申しますと必ずしも理想的な制度、形態とは言ひにくいと思ひますが、やはり問題の保険数理をいたしまして、五年に一回の再検討の際に、いまの保険数理が適当かどうかという検討をいたしておるわけでございます。そういう形で現実の処理をいたしておりますが、この問題は計算上の金額の問題と、現実には御指摘が

ありました追加費用がどの程度出るかという問題と二つございます。計算上、年金数理上の金額としては非常に大きな金額になると思ひますが、現実にはどの程度金が出ていくか。公務員の共済の場合には追加費用ということで年々一般会計から投入をいたしておりますが、これはまさに国民の税金を使つておるわけでございます。

そこで次の問題として、こういう過去勤務債務の償却の原資をだれが負担するか。最終的にはいまま申しましたように、保険集団なりあるいは一般国民なりが負担をするということでございますが、少なくとも御指摘がございました公企体に關する限りは、これはたいへん便宜なことばでございます。いいますけれども、いわゆる公企体公経済論というものがございます。公企体は国の機能を代行しているのだ、そういう性格から見まして、社会保障に關する推進を主体としての国の補助のかわりに、過去の償却不足の分につきましては公企体の責任において処理をするということでも今日まで参つておるわけでございます。この点につきましては、御指摘がございましたように、一体こういうものをだれが負担するか。したがって、公企体の職員につきましても、筋の論議をいたしまして、ことに過去の勤務に対する償却につきましては国が、つまり一般国民の税金負担の形において処理をすべきだという議論、これは議論として十分筋の通つたものであるかと思ひます。ただ先ほど来申し上げておりますように、わが国の年金制度の現実に着目いたしまして、またその財政負担の問題、それから年金数理の計算の問題、現実の所要原資の問題等を考えまして、少なくとも現時点におきましては、公企体がいわゆる公経済の資格においてこれを負担する。これは昨年も御質問がございました、理論的に先生の御納得いただくようなお答えというものがしにくいわけでございますが、これはやはり年金制度というものがいろいろな経緯によつて成立をし、いろいろな経緯をもつて運用されておる、こういう実態から申しまして、今日の時点においてはある程度やむを得ないことではないかというふうに考へておる

わけでございます。

○広瀬(秀)委員 たいへんつれない答弁なんです、同じ公共企業体の中におきまして、いわゆる追加費用の累積額といいますが、こういうものが、これは前回も伺ったわけですが、極端な差が出ているわけですね。いま公企体公経済論というようなことあると、極端な差があるわけですね。そういう単純なことではなかなか割り切れない問題が、非常に経過的にも歴史的にも沿革的にもいろいろあるわけだし、また公共企業体間における経理の状況というようにものも非常にアンバランスがあるわけでありまして。

たとえばいま問題にしている国鉄などの場合には、財政再建という深刻な問題があり、償却赤字だけでも八百六十四億も四十六年度には出ようかという苦しい財政の中で、いわゆる公共企業は公経済だというような立場において、国が本来やるべき、言うならば終戦処理として当然考えられるべきものまでなぜ負担をしなければならぬのかというような問題の解明には、その理論はならないだろうと思うのです。だからそういう部分について追加費用がどんな必要とされてくるということならば、責任準備金はどうもだんだんおかしくなってくるというようなことになれば、やはり掛け金を上げる、事業体の負担をふやしていく。その上に追加費用として、理論的に考えても実際のところでも当然国が責任を持って処理すべきものを、公共企業体なりまた組合員が負担をしなければならぬということには、やはりどうしても無理があるだろうと思うのです。

そういうことをどうほんとうにお考えなのか、お聞きしたいことと、あわせて、この長期経理だけに例をとりますが、現在専売では掛け金率が四六・五、負担金率が六三・五ということであります。国鉄は四九・五、負担金率が六七・五、負担金率においては約四割違っておりますし、掛け金率においても三割上をいっているわけですね。電電公社におきましては専売よりも掛け金率が低くて四六％、負担金率が六二％、国鉄の六七・五％

と比較すれば五・五％も違いがある、こういう状態になっておるわけですね。しかもその上に追加費用千分の五の積み立てというところで非常に大きな差がついている。こういうことではたしていいのか。国家公務員におきましては各省それぞれ別の場合に掛け金率、負担金率にこういうようなことあるかどうか。これほどの差というものがあろうか。この点もひとつお答えいただきたいと思ひます。

○橋口政府委員 御指摘になりました問題につきましては先ほどお答えをいたしましたわけですが、過去勤務債務の追加費用をだれが負担するのが一番適当か。これは、公企体に關しましては現在公企体がこれを負担いたしておるわけでございます。同じようなことは地方公務員につきましてもあるわけでございます。本来ならば国民の税金によって国が負担して処理すべき財源につきましても地方団体にこれを負担してもらい、最終的には保険料、掛け金という形で被保険者にかかってくる、こういうことでございます。したがって、この問題をどういうふうな処理するのがいいか。現在の制度が一番適当だといって胸を張ってお答えするような性質の問題ではございませんが、やはり従来の経緯もあり、また財政の現状なりあるいは公企体の性格、地方団体の性格等を考えますと、少なくとも当面の処理としては現在の方式によらざるを得ないのじゃないか。ただ、後段御指摘のございましたそれぞれの公企体によって掛け金の率に相違がある、公企体の掛け金率と公務員率に相違がある、あるいは公務員の共済について掛け金率に相違があるかというところでございますが、やはり公企体の共済と公務員の共済では必ずしも内容が同じでない面がございます。これも先生御承知のように、公務員共済につきましても基礎となる俸給は過去三年の平均をとることにいたしております。公企体におきましては退職時の俸給をとることにいたしてお

ります。こういうふうな年金制度の仕組みが相違をいたしておりますので、公企体の掛け金の率の多寡と公務員の掛け金の率の多寡とを比較をいたしまして、どっちが高いという実質論議は非常にむずかしい面を持っているのじゃないか。そういう点もあわせ考慮いたしますと、少なくとも過去勤務債務の償却方式に關しましては、これは検討すべき問題ではあるとは思ひますが、繰り返し申し上げておきますように、やはり保険集団で負担をするのはいいか、他の一般国民も含めて、しかも、世代間の負担の配分として処理するのはいいか、その辺はやはり今後の検討課題ではないかと考えております。

○広瀬(秀)委員 最後のところで、保険集団として負担をするのはいいか、その他の方法がいろいろあることが問題のあるところだし、検討しなきゃならぬ問題だということなんですが、少なくとも公共企業体というものが、これは税金でまかなっておるところじゃないのですか。地方公共団体というものは、これはやはり地方税、足らないところは七割も国の交付金なり交付税なりというふうなことで、やはり税金でまかなわれている人たちである、こういうことになるわけでありまして、それとやはり企業体という場合には違ふところがある。企業体とは何のかかわりもない、国の行為として起こった、軍人にとられておった、その軍人期間を通算をしなければならぬという考え方は、これはやはり国自身がその分は少なくとも持つべきである。外国政府職員の間通算というふうなことも、これは国の政策としてそういうものが起こってきいておる、いわば終戦処理である。戦争という行為を国自身が責任をもってやったわけですから、そのあと始末もちゃんと国がやはり責任をもつてつづけるということであって、企業体には本来なじまない負担部分である。そういうものについては少なくとも国が持つんだというたてまえというものを移行することのほうが、あなたがおっしゃった保険集団の中でお互いに相互扶助的にやっていくというものをすすきさせる道に

も通ずるんだ。やはりその分だけはこれは国が責任として見るんだ。その額は少なくとも一五％ぐらい。厚生年金でもそういうふうなやつておるのですから、これは国の負担分として、それとの見合いというふうなことで少なくとも一五％ぐらい当面やつて、さらにはその他の事情も考えて二〇％ぐらいにする。二〇％、一五％にはかりにこだわらないといたしまして、そういう部分であって、国の責任を免れるような御発言というのは、私はあなたの考え方、述べられたことをすつと突き詰めていけば、これは筋としても成立しない議論ではないかと思うのですが、いかがですか。

○橋口政府委員 この問題についての論議を展開いたしますと、最終的には公企体とは何か、公企体の性格いかんという問題に帰着するのではないかと感じがするわけでございます。この問題は、御承知のように料金につきましても法律の規制があり、予算につきましても国会の御審査を受ける、こういう性格を持っておるものでございまして、先ほど来申し上げておりますように、国の機能を代行する機関としての公経済の資格を持つものだ。したがって、そういうものに便宜負担をしていただいているというのが現実的な処理の基本的な考え方であらうかと思ひます。したがって、御指摘のございましたように、議論の筋道、どちらがいいか——いまの制度がよりいいんだということまでは決して申し上げておらないわけでございます。これは将来の検討課題として検討すべき問題であるというふうには先ほど来申し上げておるわけでございます。

ただ、厚生年金につきましては国の負担、これはやはり厚生年金の受給者の低所得階層ということに着目をして、特に国が社会保障を推進する重点として補助をいたしておるわけでございます。したがって、公企体共済とかあるいは公務員共済につきましても——公務員共済につきましても厚生年金と比べて率の落ちる補助をいたしておるわけでございます。したがって、厚生

年金保険の率なりあるいは補助の性格をそのまま公企体共済に導入するということにつきましては、これはかなり問題があるんじゃないだろうか。

ただ、前段で申し上げましたような、本来公企体と関係のない時代に生じた債務について、しかも、今日の時点において時価換算したものを公企体の現在の保険集団が負担をするということの議論としての当否につきましては、私は先ほど申し上げておりますように、いまの制度が一番いい制度だということをお願いするつもりはございませんが、しかし、それではかわるべき方法として、もっといい方法、しかも財政事情なりあるいは公企体の性格、現状等から考えましてもっといい方法があるかどうかは今後検討をいたしてまいりたい。現在の制度に固執するつもりはございませんが、やはり制度を変えます場合には十分な用意が必要だという意味で、検討はしなければならぬということをお願いいたします。

○広瀬秀委員 現在の制度が絶対的にいいんだということはいません、検討課題だということでありまして、中川政務次官、いま話を聞いておりました、あなたは一体この問題について、たとえば先ほど私が申し上げたような、そうして収支計画策定審議会において答申をして、しかもこれが、四十年に答申をやったやつがいまだ行なわれていないではないかということも今度の第二次答申でもあって、こういう問題については、やはり終戦処理的な問題、あるいは物価上昇とベアスアップというようなものに対するものはやはり国が見ていくべきではないか、財源補てんをしていくべきではないか。そういうことが今日まで国の金が入っていない。端的にいえば労使の負担だけで、国というものは公企体のあるには金を入れていない、こういうこと。それから、厚生年金の問題につきましても、非常に低所得の者に対する国の援助という思想が強いというわけでありま

すけれども、公務員、公企体の職員の平均賃金も、あるいは民間の厚生年金適用労働者をか

かえた企業、こういうところの従業員の給与というものも、相当差は詰まって、厚生年金適用だから低所得層が大部分だという発想はかなり修正されなければならぬ状況にある。いまここでその数字を示すわけにはまいりませんけれども、そういう状態になってきているというように、これを考えれば、この財源を国が補てんをしていく。しかも厚生年金並みぐらいに公企体にも入れてはどうか、こういう点についてのあなたの政治家としての判断をお聞きをいたしたいと思います。

○中川政務委員 この問題につきましては、昨年も広瀬委員から御指摘がありまして、検討を要する課題である、制度的なまた問題もあります、十分検討したいとお答えをいたしておりますが、何ぶんにもたいへんな財源になるという現実問題もございまして、年金額の引き上げあるいは社会保険のいろいろな方面への支出もありまして、現段階でこれを国が負担するというようなことになりすまいと、いへんなことではございますので、そういった現実も踏まえまして、今後さらに一そうひとつ前向きに検討していきたい。いつ結論を得るかわかりませんが、理論としては広瀬委員御指摘のとおりだという考えがいたします。

○広瀬(秀)委員 次の質問に移ります。労働法の改正、国際的慣行というようなものから、公企体なりあるいは国家公務員なりのいわゆる職員労働組合、こういうところの労働組合専従役員、こういうものが、公務員なり公企体職員の身分を持ったまま組合の役員専任にはなれないという制度になりまして、これが現在進行してあり、しかもことしの十二月を迎えれば全くいわゆる在籍専従というものは消えるわけでありま

す。そういう状況を踏まえまして、なるほど共済組合法のたてまえからいって、公企体なり国家公務員、そういう身分のある者が共済組合の組合員になれる、こういうことになっているわけでありまして、しよせん日本の場合、労働組合の専従者といえども、労働組合そのものがいわゆる企業内組合だといわれていることから、この非

在籍専従制度というものが生まれたからといって、そういうものに根本的な変革がきたわけではない。したがって、企業内において真に健全な労働関係を発展させながら、労働力の維持向上、労働者の生活の維持向上、労働条件の改善というようなことは、これはやはり労使双方にとって望ましい事態なんですね。だからそういう実態を踏まれば、単に形式的に、職員でなくなったのだから組合員にしないということは一少なくとも、非在籍専従という形であっても企業内組合である、そういう組合の役員である限りにおいては、やめるといふことならばこれはもう何をかいわんやでありますけれども、少なくともそういう期間については組合員としての継続を長期、短期にわたって認めていっていいのではないかと、こういうように考えますが、この点についていかが考えられておるか、お伺いをいたしたいと思います。

○橋口政務委員 国家公務員共済組合の制度は、御承知のように国家公務員の生活の安定、福祉の向上、公務の能率的運営に資する目的をもって設けられたものでございます。したがって、先生がお話しになりました在籍専従の制度がなくなりましたあとの専従者についての処理の問題は、たいへんにむずかしい問題であるかと思

います。やはり国家公務員の資格を持つ者について、公務員としての生活の安定と公務能率の向上に役立たせるための制度でございます。したがって、公務員としての身分を持った者についてまで、共済の恩恵を付与するということにつきましては、基本的に問題があつて、たいへんに処理がむずかしいというふうに考えております。○広瀬(秀)委員 在籍専従制度と非在籍専従制度になって、実態としてたとえば全くよその者が入ってくるというようことは考えられない。猶予期限をもつて、昭和四十三年十二月十三日から二年間ですが、三年間の猶予をもつて非在籍専従制度に変わるんだということになったわけであり

ます、少なくとも昭和四十三年十二月十三日に、それまでずっと勤続をしておつて在職の者であつたという者に限定が一つあるわけですね。そうしてそれがやはりその同じ企業体の中の職員団体の、いわゆる身分を失った形においてその役員になるという実態はちつとも変わらないんですね、ずうっと継続してやつていられる場合。いままでは在籍専従、今度は身分を取るといふことをやられていられる。しかしその実態というものはちつとも変わらない。そういうものについて、これは共済組合の制度の適用から追いつく、完全に排除してしまうということはいささか酷ではないのかというところを考慮するわけでありまして、もう一ぺんひとつ――これは規定のしかたによれば、何か、四十二年十二月十三日まで勤続をしておつた者、それがこの身分を何月何日で失つて、引き続きこの労働組合の役員である者、というように、これを法文に書けば、これはその限りにおいて、少なくとも職員でなくなったけれども、実態をとらえて法律上も明らかにすることができるといふこと

から、限定条件をきちんとつけながら、まるっきり外部の者が通算を求めるといふようなことではないんだから、そういう形で特別な規定を設ければこれはやれないことではない。いわゆる公企体、業体の職員ではない、しかしながら共済組合が雇った共済組合の職員というものは、これは法律で、十二条ですか、規定して、これは共済組合の組合員にしますということになっているわけですね。それと同じように、一条起すなり、特例法なりを設ければこのことは幾らでも可能なことな

公務員が利用しておるといふようなことなでありますが、このせつかくの勤労者財産形成法における住宅の建設、分譲、こういうようなことが並行組合にいくことによつて、公務員労働者を含めて労働者の金融機関である労働金庫、さらにそのための住宅供給の仕事をしておる勤住協というものが、国家公務員の場合には少なくとももう完全に縁が切れてしまふ、遮断されてしまふというやうなことになると思ふのであります。この点について労働省としては、公務員労働者の場合に、この勤労者財産形成法に基づく住宅供給ということについてどのようにお考へになつて、いま私が指摘したやうな問題点についてどのように措置をさされようとしておるのか、この点を伺いたいと思ひます。

○藤縄政府委員　ただいま先生がおあげになつた勤労者財産形成促進法との関連における問題は二つあると思ひます。

一つは、公務員が労働金庫を利用して財産形成貯蓄をいたす場合に、民間の場合でございしますと

雇用促進事業団がそれぞれ財産形成貯蓄契約をいたしました金融機関から資金を集めます。しかしながら公務員の場合は、いま先生御指摘のように共済組合がその仕事をするということになっておりますので、労働金庫から資金を調達しなければならぬ。その場合に、労働金庫法のほうの制約で労働金庫の会員になっていなければならないのではないか、その点がどうか、こういう問題であろうと思います。この点につきましては御指摘のとおりでございますが、問題は単に労働金庫のみならず、ほかの会員組織の金融機関に共通の問題でございまして、衆議院でも問題になりまして、全般的に、人事局長から、そういった制約については今後十分検討したいということでございます。労働大臣もこれに沿って、できるだけ政府部内で調整したい、こうお答えいたしておりますので、今後関係各省との間で努力をいたしたい、私どもとしてはそう思っております。ただ問題は、共済組合のほうがどういう金融機関からどうい

第二の問題は、共済組合が自身で、持ち家建設、分譲をするということが法律のたてまえてございます。片方で一般の民間の会社と並んで日本勤労者住宅協会に委託することになっております。そこで、いま御指摘のように、勤住協では実際問題として公務員の住宅分譲をやっておるではないかということが、これもやはり衆議院で問題になりました。この点につきましても人事局長から、共済組合が本来建てるという原則でございませうけれども、そういった公的な機関に委託してやるかどうかということも十分ひとつ検討したい、今後研究していきたい、かようになっておりますので、その辺の点につきましては、衆議院の御議論もあり、私どもも検討したいと思っておりますので、今後十分関係各省と研究を進めたい、かように思っております。

○**本瀬(秀)委員** いま私の質問に対して、非常に整理をされて労働省から二つの問題点についてお答えをいただいたわけです。大蔵省は今回の共済組合法の改正の前身、何かこれはいま前に、勤労者財産形成促進法が出る前から法案の準備をされておったからやむを得ないにしても、財産形成促進法を共済組合が担当するということになるれば、これに伴う何らかの規定というものの整備が行なわれてしかるべきだという見解を持っておったわけですが、それが何ら出ていない。共済組合がやるということが勤労者財産形成促進法に出たというだけであって、いま労働省から指摘のあった二つの問題についての考え方、取り扱い方は具体的に前向きに検討したいという考えが示されたわけけれども、この点について一体、大蔵省としては国家公務員共済組合法を主管なさっておる、そうしてまた公企体の共済組合法も最終的には

○橋口政府委員 問題は二つございますが、共済組合が労働金庫の会員になって労働金庫との間に貯蓄契約を結ぶという場合の問題が第一点だろうと思います。これは特定の金融機関との間に契約をいたすことになりましたが、労働金庫に対して預金をいたします場合には、労働金庫の会員権を取得いたしましたして、つまり労働金庫に出資をして初めて会員になり、会員として初めて預金をするこゝとができることになりましたので、つまり共済組合としてそういう特別なアクションをとって特に労働金庫に預託をする、そういう必要性を痛感するかどうか。預金をいたしましたその反射的な効果としまして、資金の借り入れが行なわれる。共済につきましては、資金の借り入れにつきましては法律上の制約がございますので、しかも大蔵大臣の承認を受けて、特に共済の目的達成に必要な場合に

限定をして借金をする。そういう性格になっておりまして、本来共済は共済制度として借り入れをしないということを前提としております。したがいまして、この借り入れの規定は、本来の趣旨は一時的、経過的な借り入れ措置というふうに解釈してしかるべきものだと思いますので、特に共済が借金をする必要が非常に強くて、しかもそれを労働金庫に借金の原資を求める、そういう必要があるかどうかという問題でございます。現時点におきまして、財産形成の問題と関連をいたしまして特に共済があえて借金をし、またその借金の基盤として特に譲渡性、市場性のない有価証券を購入して労働金庫の出資権を取得するということの必要性は、それほど高くないのではないかとこのように考えております。

それからあとの問題でございますが、これも今後の研究課題でございますので、民間の財産形成

の状況等も見まして、将来よく検討していききたいというふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 労働金庫の会員たるべく出資をするというふうな、あるいは預金をするというふうな必要を認めないという議論をなさったわけですが、労働金庫法では十一條の第三号で、国家公務員共済組合及び同連合会は労働金庫の会員たる資格を有する旨規定があるわけですね。これは認めますね。しかし地方公務員共済あるいは公共企業体共済にはそういう規定はない。これについてまでは言っていない、こういう状態にあるわけですが、しかしこの辺で、大体労働者財産形成法というのはだれのためのものかという原点から考えて、当然に労働者のためなんだ、労働者のためなんだ、こういうことでつくられたわけでありまして、しかも労働者の金融機関として労働金庫が存在し、労働者がこれを活用しておるわけだし、労働金庫から金を借りて住宅を建てるというふうなことなんですが、今回はこの法律の制定によってより合理化し、より効率のいい住宅を比較的低廉な価格で供給しよう、そして労働者に持ち家を保障していこうという趣旨で財産形成法もできているわけですね。そういう中で、今日まで労働者の住宅供給のために勤住協というものがかなり大きな役割を果たしておる。しかも勤住協の供給する住宅の供給を受けている者は公務員が約六割近いといわれておるのです。それが今度、労働者財産形成法は公務員にも及ぶんだ、公務員もその適用を受けるんだといながら、共済組合が介在することによって、今日までのそういうよき慣行というものが一切遮断されてしまつて、共済組合はやるというながら、これではやらないことなのか。勤労者に対する住宅というものを考えないのか。それとも考えるとするならばいゆる公務員だけの住宅、そういうものの団地をつくる、そこには公務員ばかり住む。こういうようなことがはたして、これからのマイホーム主義がかなり進行していく段階において、同じ公務員の人たちが同じ団地に住むということはいろいろな点で問題が

あるというところは、労働省等におきましても必ずしも好ましいことではないし、むしろこれはそういう方向ではなしに、一般の労働者と一緒に、やはり公務員も市民の一人として住むというふうな形のほうが望ましいんだということをむしろ積極的にいわれている。

そういうような点から考えれば、何らかの方法を講じて、たとえば一つの提案は、共済組合がやるんだというけれども、これも規定があるわけでありまして、共済組合の事業内容について「福祉事業」とか「その他」ということがありますが、「その他」の中に、たとえば労働者財産形成法で公務員の場合にはその分の仕事を共済組合がやるんだということになっていきますから、そのやっている仕事の内容を勤住協に委託をするというふうなこととも考えられるのではないかと。そういう前向きな検討が当然なされてしかるべきではないのか。そうすれば非常にうまくいく問題も出る。根本的には、労働金庫法制定の際に国家公務員共済組合もその団体の、労働金庫の会員になれるんだという規定があるから、同じようなことで、公企体あるいは地方公務員の場合にも、そういうような修正をして労働金庫の会員に——国家公務員の場合には、そういう規定はあったけれども、労働省がその規定に基づいて入っておったんだが、どうも共済組合の勘定科目に労働金庫への出資金というものがないからというので、行管から注意を受けてやめてしまったという経緯があったのですけれども、労働金庫法といえども国の法律でありまして、その中で定められていることを、勘定科目もつけなくて、そんなものは何もないんだというふうなことでもやるのではなくて、今度のような場合はそういう関係というものを、労働者財産形成法という新しい時代を迎えているのだから、そういうことで何らかの対策というものを、国家公務員の場合においても、いま私が申し上げたような提案を含めて考える余地は十分あるだろうと思うのですが、いかがでございますか。

○橋口政府委員 労働金庫法にそういう規定があることは承知いたしております。法的には労働金庫の会員となる資格を付与されておりますが、先ほども申しましたように、現実には会員になりますためにはやはり一定の行為が必要になるわけでありまして、会員になるための会員権の取得は、やはり会員権を取得いたしまして、それに基づいて預金をしたりあるいは労働金庫を利用するという具体的な必要性に基づいて生ずるわけでございます。少なくとも現在までのところ、共済組合につきましてもそういう必要を痛感いたしていません。ただお話をいたしましたように、労働者財産形成の措置が将来公務員についてどういうふうな展開していくか、これは現時点においてまだ確たる見通しを立てにくい状況でございますので、将来、財産形成措置が公務員についても非常に大きな割合をもつて適用され、さらに公務員の生活の安定のために、公務員のための住宅の建設、分譲についての方式についてもさらに研究が進みました場合には、先生の御指摘のございました、共済組合が直接この事業をやるのがいいか、あるいは委託でやるのがいいか、そういう問題も含めて十分検討の余地があるというふうに考えております。ただ、繰り返しになりますが、現時点において、公務員についての財産形成措置がどの程度の大きさで、また早さで展開するかというところにつきましては、はっきりした見通しは持ちにくい現状でございますので、それらの問題については連合会、共済組合等を激励いたしまして、前向きで積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 いま橋口次長からそういう答弁があったのですが、大臣がちょうどお見えになりましたので、いまの問題について具体的に申し上げますと、勤住協、住宅生協等が建設する労働者のための団地の一部について、共済組合が組合員のための住宅戸数ワークを確保する、その部分の建設事業は、これを共済組合が勤住協などを通じて行なつたものとみなすという方法などは、きわめて具体性のある、とり得べき方法だと思うのであ

ります。そしてその場合、当該部分にかかる建設資金を共済組合が労働金庫等金融機関から借り入れて供給するとか、あるいは一定の援助措置、利子補給などを含みながら、金融機関として直接勤住協などへの資金を貸し出させるなどの方法もあると思うのでありますが、そういう方向に向かつて十分ひとつ誠意を持って——労働省のほうでもそういう方向を大蔵省にもぜひ要請したいということも労働大臣も答弁をされているわけなんです。いまの橋口次長の答弁もお聞きになったと思いますが、大蔵大臣として、そういうことを踏まえて前向きな検討をされるお気持ちがあるかどうか。労働省のほうからかなり具体的に、問題を煮詰めた形で持ってくるだろうと思うのですが、そういう方向で実現できるように前向きに検討するお気持ちを持っておられるかどうか、大臣にひとつ伺いたいと思っております。

○福田国務大臣 これは労働省の具体案をよく見てみたいと思っておりますが、趣旨としては前向きで検討いたします。

○広瀬(秀)委員 先ほどから大臣もお見えになつておられるので、この辺でやめたいと思うのですが、一つだけ連綿に聞いておきたいのです。二十三年七月にいわゆる陥没是正というのをやった。そして同じ措置が三十六年にもとられた。この際、これはことばが法律上厳格にそのとおりかどうかわかりませんが、請求裁定だ、職権裁定でなく、本人の請求をまつて陥没是正をやるというたてまえをとったということで、今日なお、そういうことが行なわれたことを知り得ない古い年金受給者の人たちがいまになつて気がついて、これは何とかしてやらねえだろか、こういう希望が非常に強いようであります。この問題について事務的にこれはこれからでも処理できるのかどうか。あの措置をとったときに、私もいまちよつと記憶にないのですが、どのくらいの期間を越したらそれはもうやらないのだというふうな限定があったのか、いまでもその事務的な処理でカバーできるのか。この点を一つ聞いて質問を終

わりたいと思います。

○秋富政府委員 ただいま先生の御指摘の問題でございしますが、昭和三十六年に改定をいたしました際にも、従来の職権は正からいわれる請求裁定になりましたときも十分その点を注意徹底いたしましたものですから、今後は、いまの問題につきましても十分本人の不利益にならないように、さらに私どものほうにおきまして十分周知徹底方をはかりたいと思っております。

それから、いま先生の御指摘は、やめたあとの問題でございましょうか。

○広瀬(秀)委員 すでにもうやめた人で、年金受給者なんでありまして。そういう人たちが請求裁定だということ、本人が請求しなければその恩恵に浴せませんよということだった。ところが知らないで——その期間があつたかどうか、私もつまりわからにしないのですが、期間を飛ばしたというようなことで、いま同じ立場にありながら、片方は請求して新たな裁定を受けたために有利な条件にある。一方に裁定請求をしなかったためにこの法律の是正措置から取り残されておるといふ人たちが存在する。これについての救済措置を事務的に進められないか。こういうことであります。

○秋富政府委員 時効は五年でございしますが、やめまして五年たちますと請求できなくなるわけでございます。私たちのほうといたしましては十分そういったことのないようにとめたつもりでございますが、なおあらためてもう一度その点につきまして調査をいたしまして、よく周知徹底をはかりたい、こう思っております。

○広瀬(秀)委員 実態をよく調査をしていただいて——五年間という期限があるようですから、そうすればもう、三十六年の措置ですから四十一年で切れてしまうということで、非常にその間のアンバランスというものもある。これは事務的にはなかなか補正は困難であるということなんです。だからその辺のところをもう一回調査をしていただいて、何らか救済の措置がとれるような方法について考えていただきたい。こういうように思い

ます。

○秋富政府委員 先生の御趣旨のように、もう一度よく調査いたしました上で、救済できるもののはできるだけそういう方向で検討したいと思っております。

○広瀬(秀)委員 一応、質問は終わります。

○毛利委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○毛利委員長 これより討論に入るのであります。が、両案につきましては、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○毛利委員長 ただいま議決いたしました両法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表し、藤井勝志君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

案文は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます。

本附帯決議案の内容につきましては、従来とも論議が重ねられてきていたところであります。案文の文言で尽きておると思いますが、特に御説明申し上げることもないと思存いたします。

これらの諸点につきましては、共済組合制度のたてまえの上から、また他の諸制度との関連上、その実現方について、それぞれ困難な諸問題が存することも十分に承知をいたしておりますけれども、組合員等関係者が熱望いたしている問題であり、政府においては引き続き精力的に検討を加えられ、適切な措置を講ぜられますよう強く要望するものであります。

以上が本附帯決議案の趣旨であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。提案説明を終わります。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一 国家公務員共済組合法第一条の二、公共企業体職員等共済組合法第一条の二制定の趣旨にかんがみ、国民の生活水準、国家公務員及び公共企業体職員の給与、物価等を考慮し、既裁定年金の実質価値保全のための具体的な対策を進めること。

二 国家公務員がその身分を失った場合、その者について、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、医療給付の激変をさけるための措置を検討すること。

三 外国政府職員等の雇員期間を職員期間として通算する措置については他に就職することな

く内地帰還後一年以内に公務員、公企体職員等として就職した場合に限定する取扱いが行なわれているが、共済組合法の建前に十分配慮し、合理的措置について検討すること。

○毛利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。おはかりいたします。

両案に対し、動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。福田大蔵大臣。

○福田大蔵大臣 ただいまの御決議に對しましては、政府といたしまして、御趣旨に沿って十分検討いたしますと存じます。

○毛利委員長 橋本運輸大臣。

○橋本運輸大臣 ただいま附帯決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿って十分検討いたしますと存じます。

○毛利委員長 おはかりいたします。ただいま可決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長 次に、本日の請願日程全部を一括

して議題といたします。

本会期中、当委員会に付託された請願は三百四十八件でありまして、その取り扱いにつきましては、先刻の理事会等において協議いたしましたのでありますが、この際、各請願について紹介議員よりの説明聴取等は省略し、直ちに採決に入りたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

おはかりいたします。

本日の請願日程中、第一、第一、第二九、第三〇一、第三二〇及び第三三一、第三三三ないし第三三五、第三三二ないし第三三五、第三三七、第三四二ないし第三四六及び第三四八の各請願につきましては、いずれも採択の上、内閣に送付すべきものと決し、第一二及び第一三四の両請願は、いずれも議決を要しないものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ただいま議決いたしました請願に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長 なお、本会期中、参考送付されました陳情書は十二件でありまして、お手元に印刷して配付してありますので、御了承願います。

○毛利委員長 次に、閉会中審査に関する件についておはかりいたします。

まず、閉会中審査申し出の件についておはかりいたします。

すなわち、

広瀬秀吉君外六名提出の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

同じく公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案

藤井勝志君外四名提出の貸金業者の自主規制の

〔助長に関する法律案

国の会計に関する件

税制に関する件

関税に関する件

金融に関する件

証券取引に関する件

外国為替に関する件

国有財産に関する件

専売事業に関する件

印刷事業に関する件

及び

造幣事業に関する件

の各件につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

引き続きおはかりいたします。

閉会中審査案件が付託になりました場合、本会期中設置いたしておりました三小委員会につきましては、閉会中もお引き続き存置することにいたしましたと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長は従前どおりとし、その辞任及び補欠選任等につきましては、委員長

に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、閉会中審査におきまして、委員会及び小委員会において参考人の出席を求め、意見を聴取する必要がある場合は、参考人の出席を求め、その人選及び出席日時等につきま

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

閉会中審査案件が付託になりました場合、委員を各地に派遣し、その実情を調査するため、議長に対し委員派遣承認申請を行なうこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本会議後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後三時十八分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

国の会計、金融及び国有財産に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。広瀬君。

○広瀬(秀)委員 国税庁長官、最初からお入りいただきましてから、国税庁長官に対する質問を最初にやって、終わりましたらお帰りいただいで

けつこうであります。

実は前の国会で、国税通則法の一部改正を行ないましたときに、私ども与野党一致して附帯決議をつけたわけであります。それは「本法の目的を達するため、国税審判官等がその職務の執行を厳正に行ない得るよう、その身分及び処遇等について十分に配慮すべきである。」「新制度への移行に伴う人事配置に当たっては、現在の協議団の職員が不利な取り扱いを受けないよう十分に配慮すべきである。」「こういう点であります。」「きょう私が質問をいたしたいのは、実はこの後段のほうでございまして、特に今日、これは全国的にとまではいえないのでありますが、東京国税局管内において、新制度への移行に伴う人事配置、特に協議団の職員が何か不利な扱いを受けておるんじゃないかと思われような事例があるというのを私ども聞いておるわけであって、この点どういうふうにお考えになっておられるのか、聞きたいわけがあります。

まず最初に、東京国税局管内において、その附帯決議の趣旨に従って協議団の職員等が不利な取り扱いを受けないように十分配慮して取り扱いはしているかどうか。この点、どういう取り扱いを實際にやったのか、ひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○吉田(二)政府委員 協議団におりました職員が、国税不服審判所ができたから、そのために非常に不利をこうむつては困るという御趣旨でございまして、私どもは、協議団の職員はできるだけ、新しい審判所の職務にたえ得る者は審判所に置いて、審判官になり得る者は審判官、副審判官になり得る者は副審判官、さらに、その資格を得られる見込みのない者については審査官という形で残すという方針で進んでまいりましたが、御承知のように、協議団の当時は審査の案件のほか、税務相談並びに苦情処理という機能が付随しておりました。したがって、新しい不服審判所ではこの二つの機能を果たすことはできませんので、新しく相談官というものを設けてまして、こ

れを分離して、従来税務相談並びに苦情処理を扱っておりましてはそちらのほうに移すというたてまえで人事をいたしました。その他、御承知のようにこの審判所の発足に際しての人事異動につきましては、本人の希望をとりまして、できるだけその希望に沿うように努力をいたしましたわけでございます。

全体といたしまして、当時おりました四百八十二人の協議団の所属職員のうち三百二十六名までは新しい審判所に移ってもらったわけでございます。残りの百五十二名が国税局の相談官あるいは税務署の課税部門に出向いたしました。当時、年齢的に辞職を要しておりました者は四名でございますので、四名は辞職いたしました。百五十二名の者はそれぞれ同じ処遇で他の部門に移っております。したがって、これを機会に非常な損をしたとかいうことはないと思います。相談官になった者は、従来から相談にあずかっていた者を主としてあてております。職務としては同じ職務をやっておるということでございます。あと、税務署に出た者、国税局のそれぞれの課に出た者がございまして、いずれもその従来の職務その他に就いて職を得ておるわけでございます。

○広瀬秀委員 私どもの手元に寄せられた陳情によりまして、そのいわゆる相談官として、東京局管内で十八名が税務署の相談官として配置をされた。以来一年間に五人退職しているということでありまして、この協議団におられた方々は、大抵協議官、調査官または税務署の課長以上の職をやっておられたという人が大部分のようでございます。こういう人たちが、しかも年齢も五十歳代、六十歳代というようになり高年の人たちである。まあ税務関係にとっては非常に貴重な存在であろうと思ふですね。そういうところで、いまお話をいたしますと、それぞれ本人の了承も得て、国税不服審判所のほうに、審判官なりあるいは副審判官というように形で移った人たちはそれぞれところを得ておると思うのですが、あるいはまた税務署本来の仕事に戻ったという方もあるように

ありますが、この相談官の問題について、身分関係というか、その職務の内容というものがきわめてあいまいであつて、非常にその点での微妙な問題が多いということでありまして、非常にそういう点では見えざる冷酷無情な取り扱いが行なわれておる、こういう陳情が私どもに寄せられておるわけでありまして。

たとえば、氏名標識、いす、書箱、受話器及び若干の法規類集を与えただけで、長年の知識、経験にふさわしい相談官らしい仕事を与えられていないという。これは公務員にとつて、仕事らしい仕事を与えられないということとは最大の苦痛であるはずであります。これはもう皆さんも長い公務員生活を送っているのですから、このことはおわかりになるだろうと思ふのでありますが、派遣相談官の身分は国税局職員である、それ以外の一切は税務署長にまかされておるということに室長は言っておられるようであります。実際の運用が、指定された税務署に常駐し、その署に対して申出のあった税務相談および苦情を処理する。なんだということが訓令第四条に書かれていて、税務署に派遣された税務相談室の職員は、服務および当該事務執行について税務署長の指揮監督を受けるものとする。こういう内容になっているわけですが、納税者の人たちに当然行なうべきPRは何一つ、今度はこういう相談官というものを配置したというようなことでPRはほとんど行なわれてない。新聞、報道機関等もそういうことで、また税関の報道機関中にもあるようでありまして、そういうものでも、意識的か無意識的か、相談官というものが配置されているんだ、この人たちを大いに活用してもらいたいという何らの宣伝も行なわれてないということのようであり

ます。それから、派遣相談官の人たちは、そういうことでは困るということで、そのPRをもっとやっばんと納税者の相談に応じてあげたいというところを申し出ても、そういうことでPRは何も行なわれない。相談官制度運用のため、当然行な

われなければならぬ事務打ち合わせ会議というようなことを申し出ても、全く無視され続けてきた。相談官会議というようないやうな方等について、せっかくの配置された人たちが、よりよき仕事をやるという意欲に燃えて、そういう提案をしても全く無視され続けてきた。それから「五日の日」の税務相談、毎年恒例の「納税者の声を聞く旬間」そういう諸行事からもほとんど完全といっていいくらい疎外をされているという状況のようでございます。

それから、その定例幹部会、そういう場合にも全く無視されたままである。訓令第四条の一項に定められた事務さへ、署の担当課の事務に吸い取られる形で行なわれている、こういう状況。さらに税務相談には、その署の執行ぶりに対する苦情処理の分野があるけれども、納税者の人たちの気持ちや考え、個室に入りたい、あるいはせめてついてくたいを設けてもらいたい、こういう要望なども出しておるようでありますけれども、それも無視されている。

こういうようなものもろの事象を考えますと、何かせつかく相談官を配置したけれども、宣伝もしていない。それから、お互い仕事をやろうというところで相談官会議をやりたいということも全然取り合ってもらえない。相談をするのに、個室がなければせめてついてくたいというようないやうなことも無視されているというこのようでありまして、何かどうも相談官の人たちから見れば、いままでの協議団の仕事というものが新しい配置がえで新しい任務を帯びたけれども、それにふさわしい仕事を与えられず、署の内外を通じて何となく出ていけよしの、率直にいつてしまえば、もうおまえたちに期待するところは何にもないのだ、お早くだぞ足をお洗いださいと言わんばかりの処遇である、こういう訴えを私どもに寄せているわけなんです。

う、そういうものとの関連においてどのように現状をとらえられているか。相談官というようないやうなポストが新しく配置をされ、そこにふさわしい人物が配置をされるということは、もつとよりよき、納税者の真の相談官の名に値するようになりつぱな活動をしてもらいたいということを私どもも願っておるわけだけれども、そういう点についてどういうお考えであるか、この際お聞きをいたしておきたいと思ふわけですが。

○吉國(二)政府委員 ただいま申し上げましたように、協議団の機能のうち、審判所に吸収されませんでした機能のために、實際上制度を改正いたしました。予算定員をいたしまして相談所長一名、これは各局に所長を置きまして、この所長はいわゆる税務署長と同格の指定官職にいたしております。それから税務相談官は全国で三十七名の定数を置いておりました。その局によって異なるかもしれませんが、相談官の人数の少ないところでは局に一括して相談官を置いておるところもございまして。あるいは人数が少なくても、たとえば高松局のように県ごとに主要税務署に分散をさせるというやり方でもいたしております。これは局に運営はまかしておるわけでございます。

なお相談官を置きましたことは、審判所の設置されました当時、同時にPRもいたしましたけれども、あるいは個別に再三PRするというような点は欠けていたかもしれぬと思ひます。各税務署では、相談官を置いたところでは相談官が置かれたということも明らかになりました。豆新聞等でもこれを報道したすようにいたしておりますが、この豆新聞というものは税務署に来た人が持つていくように税務署に置いてあるものであります。そういう点からあるいはPR不足かもしれませんが、税務相談所長会議を本庁でいたしております。いろいろ税務相談の改定等についての打ち合わせもいたしております。

なお、この協議団から来た人たちが税務署に行つた場合に、いまおっしゃつたような非常に疎外感を持つという点は局でも心配をいたしまし

て、机などは課長級と同じ机を使うという方針でやっております。従来相談に応じておりましたのは、協議団の中で一緒にやっておりますが、一人一人別になったという点ではあるいは疎外感があるのかもしれないが、東京のようなどころでは局に一括して大せいおるよりは、各署に分散したほうがいいだろうという方針で分散をさせたのであります。したがって、それぞれ相談官の処遇等については、局員ではございますけれども、その署長の命を受けて相談をするということで署にまかせておるのだと思ひます。実情等については、実は私、相談所長会議等でもそういう点の苦情が出ていたのを聞いておりませんものでしたから、あるいは実情等にうといかもいれませんが、東京局等にもよく注意をいたしまして、相談官としての任務を果たせるように処置をしていきたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 相談官の人たちは、いまの置かれた状況というものが、かつて「格子なき牢獄」という映画がありましたけれども、あれと同じ立場だという苦情すら漏らしておるのです。これはやはり何をやるのか。所轄の税務署長の指揮監督下に置かれておるのだから、それに服することになつておるのである。だからその署長のほうから、「五の目」の相談日のときに、おそろく手が足りないはずなのだから、相談に来た場合にそういうものでもどんどん回すとか、あるいは新しく配置をしたのですから、この人たちは常時納税の相談なり指導なりという任務を明確にして、それをもっと大衆にも知らせてやらないと、ほんとうに格子なき牢獄に、もうおまえたちの役割りは終わったが、こういう形でめんどろを見ておるのだと言わんばかりの——これはあからさまにそれを言う人はいないけれども、仕事を回さない。やはり「五の目」の相談でもその人たちは全然無関係のごとく、署は署でかつてにやっておるといううなことがあつて、非常にいづらひ氣持を持って、毎日実に不愉快な立場に置かれておるという事なんです。ですからその辺のところをき

ちつと、役割り、任務というものをとつと明確にし、それを納税者にもPRしていくということ、そして署長の指導における態度といううなものもしつかり指導をして、その人たちが何か疎外感を絶えず感じながら、いたたまれないような氣持に毎日さいなまれておるといううな、そういう非情なことにならないように十分この点配慮をして、長官としても直接現場なども見られて指導されるようにお願いしたいと思ひますが、いかがでありますか。

○吉國(二)政府委員 私実情をよく調べたいと思ひます。また近々局長会議もございまして、御趣旨の点も申し上げて注意を喚起したいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 それでは次にいわゆる政労協、政府関係特殊法人労働組合協議会ですか、この賃金その他の問題をめぐり、いま紛争状態にあるわけでありまして、この問題について若干問題点を質問したいと思ひます。

最初労働省にお伺いをいたしたいのですが、政労協加盟の組合というのは、労働法上は特別な制限を課されない一般の民間企業の労働組合と同じような立場でございまして、この点確認をいたしたいと思ひます。

○岸説明員 ただいま先生おっしゃいましたとおり、民間の一般の企業と全く同様であります。

○広瀬(秀)委員 したがって賃金等につきましては、労働協約を自主的に労使双方の合意さえあれば当然締結する、そういうことのできる立場にあるわけですね。

○岸説明員 ただいまおっしゃいましたとおり、労使の合意があれば当然これは民間と同様に協約が結ばれる、こういうこととございまして、

○広瀬(秀)委員 労使の合意、もちろんこれは、労働協約に達するためには労使双方の完全な合意ということがあるわけでありまして、この政労協の場合に、資本家側がいわゆる当事者能力というものを保持して自主的な回答をし、妥結に至つたという例がありますか。

○岸説明員 ただいまお尋ねの件でございまして、これは労働法制上は、先生御指摘のとおり、労働三法がそのまゝいわゆる政府特殊法人についても適用がある。したがって、おっしゃるとおり、労働協約につきまして、両者の合意があればそういう協約が結べることは当然でございまして、しかしながら、これはもう先生十分御承知のとおり、労働法的にはそういうたてまえになつておりますけれども、事業法上の関係からいまして、当該団体のいわゆる公共性、特殊性というところからいろいろな制約があるわけでございまして、したがって、民間の企業の面と比べますと、そういう面から見ていろいろな制約があるというところは御承知のとおりだと思ひます。

そこで問題は、そういう協約がすでにあるかというところでございまして、私の承知しておる限りにおきましては、これはいろいろな制約下でございまして、協約あるいはその他の労使間一般に行なわれておりますような取りきめがあるというところは、承知をいたしております。

○広瀬(秀)委員 使用者側において、いわゆる事業法上の制約がある、労働法上の制約は何もないはずだ、このことはいま確認されたわけですから、事業法上の制約というものがあつて、自主的な立場において労働運動、またその労働運動を通じて労使の間に協定が結ばれるというものは、あくまでも労使の自主性の上に立つたものであるというところが原則ですね。そういう立場というもので、事業法上の制約によつて労働協約というものが自主的に結べないというところは、労働諸法規、労働三法の真精神に照らして望ましいことですか、好ましいことですか、それとも望ましからざることでしか。その点、どう判断されますか。

○岸説明員 ただいまの件でございまして、けれども、これは当然制度の上から申しますと、労使はやはり対等な立場に立つて協約その他の締結ができる。しかしながら、これは御承知のとおりに民間の場合におきまして、やはり政府特殊法人とは別な観点からしましていろいろな制約がある場合はございまして、やはり労働協約は、全く労使がそれぞれにその立場において合意の上で成立しているというものでございまして、したがって、この政労協関係の特殊法人につきまして、事業法上そういう特殊な地位によつて制約がある、この制約の中で、なおかつ労働法上のいわゆる両当事者の自由なお互いの合意によつて労働協約が成立するというところは、これは当然だと思ひます。

したがって、先生がおっしゃいましたようなそういう制約があることが労働法上好ましいかというところでございまして、これはやはり事業法上の面から見ての制約、それから片方に労働法上から見ましてのいわゆる自主的な立場における両者の合意による労働協約の締結という問題があるというので、この調和の問題が非常に重要であるというように考えます。

○広瀬(秀)委員 あなたは労働法規課長です。ね。ですから、あなたにそういうような政治的な発言を私は期待していませんが、政治家の発言のようなニュアンスを持った発言をされるのですけれども……同じような、完全に同じとは言えないけれども、より一そう労働法上においても制約のある公共企業体労働関係法といううなものの中にある組合、そしてまた国鉄法なり電電公社法なり専売公社法といううなものにおいてかなりの制約を受けている公共企業体におきまして、そこで、大蔵委員会でも、労働大臣も呼びました。そして、紛争を起こさないために、労使間はやはり平和の中に、相互の信頼関係、信義、誠実の原則に従つて自主交渉が絶えず保障されて、その中から、平和のうちに協定が生まれて、問題が解決していく、これが一番望ましい姿なんです。そういう基本的な立場から、いわゆる当事者能力問題というのが、ここでぜひ議論された。そして、当事者能力というのは、やはり予算の制約を完全に受けているといううな問題点、あるいはそれが法規上の制約ともうらはらの関係

に立っている、そういうような形だけれども、これはやはり自主交渉、そして使用者側がいわゆる当事者能力というものを持って交渉する余地を認めていくのではないかと、そういうことになって、いわゆる公労委段階に至らないで自主解決ができるものならば自主解決の方向をとうとうじやないか。その中では、基本的に使用者側においてもいわゆる当事者能力を持たなければならぬ。具体的にいふならば、賃金問題について有額回答を出すだけの余地というものはやはりあるではないかという議論をいたしまして、今日ではそういう事態を迎えておる。

ところが政労協の場合に、これは労働法上ではまるきり制約がない、労働三法が民間の産業と同じようにストリートに適用される労働団体であるということになりながら、一方的な事業法というものの制約、予算の制約というような形で、それだけが先行して、当事者能力がほとんど認められないような状態で、いわゆる自主交渉による解決が行なわれていないことは、先ほど申し上げたような公共企業体との関係においてより一そうその問題についてコントロールを国の立場でしなければならぬという立場は、政労協の場合と、公共企業体労働関係法の適用を受ける組合、団体における労使の関係においては、よほどの差があり得る当然であろう、私はこういうふうに思うのです。ところが現実の問題では、公労協以外に、大蔵省の内示というものが無い限りいわゆる交渉当事者能力というものが持ち得ないという制約下に置かれて、今日紛争がきわめて長期化をし、陰性化し、労使の信頼感は失われて、非常に陰湿な労使関係ができてしまっている。ということ

は、政労協——政府関係特殊法人でありますから、かなり公益性の高い重要な仕事をそれぞれしておる諸君であります。この人たちが、紛争が長期にわたり、しかも当事者能力がなくて、ほんとうにどこと交渉していいのか。大蔵省と直接やってもいいのかというとき、ときどき陳情するばかりでなかなかできない。あくまで労働関係の諸法規

に基づいて、労働三権を行使して使用者側と団体交渉をやる。しかし、それはすぐにも当事者能力という壁にぶち当たって、大蔵省の内示がない限り交渉は一向に進まないというふうなことで、長期にわたって角突き合わせた関係。そして絶えずお互いに気まずい思いで毎日仕事をしなければならぬ。その間にストも続発をする。これは公的な、国民的な立場に立つても非常にロスタイムが大きいし、行政に準じたような公共性の強い重要な仕事をやっておる人たちが効率的な仕事もできない。明るい気分でも仕事もできないというふうなことでは、能率向上という点からいっても、これはたいへんなロスじやなかろうかと思うのです。だからそういう点について、法規課長として労働行政の一翼をなっておるあなたが、もっとすなおな意見を出されるのがしかるべきだと私は思うのですが、いかがでございますか。

○岸説明員 たいだいま先生からる実情その他御説明いただきました。また、その観点に立つてお尋ねでございますが、私が先ほど申し上げましたのも、何もそういう政治的な観点から申し上げたわけじゃないのでございます。やはり労働法上、いわゆる当事者が一定のそういう事業法上の制約があるという場合、これは別の観点から法律上そういう制約が与えられておるわけです。したがって、その労働法におきましては、そういう前提のある使用者の中においても、そのワク内において自由な折衝あるいは労働協約の締結ということが考えられておるわけでありまして、もちろんこの労働法の精神から申しますと、なるべく労使が対等な形において自由な立場で交渉を進めていく、またいろいろ労働問題について解決をしていくということが望ましいわけでありまして、

いくことが望ましい、かように私は考えております。

○広瀬(秀)委員 いわゆる国民的常識のことばになっている春闘ということですね。問題は具体的にになりますけれども、政労協の諸君がやはり全国的な組織を結成して、大きい春闘の中で自分たちの待遇改善をはかるというのは当然のことです。労働運動の基本的立場だと思ふのです、そういう中で賃金問題の解決をはかっていきたいというところは、ところが予算関係を通じて、補助金団体であるとか、あるいは多かれ少なかれ国の出資というものがあるという観点から、大蔵省の内示というものが無い段階では、使用者側においていわゆる自主交渉の能力も当事者能力も持ち得ないというふうな状態に現在あるわけですね。そのことが紛争を長引かせ、陰湿化させ、非常に大きなロスを生じている、マイナスを生じている、こういうことなんですね。そこで、大蔵省の言い分は、何か人事院勧告、公務員準拠というふうな原則を立てて、公務員準拠ということになれば人事院勧告が出ない限りその内示を出せない。内示を出せない限りは紛争はいつまでも続く。こういうことで、先ほど何回も申し上げておるように、非常に不経済な、内部不経済というか、そういうものがこの大蔵省の政労協関係に起こっているといことを、今度大蔵省に聞きますけれども、一体大蔵省はどういうように考えているか。あくまでこの人事院勧告待ちということ以外にとるべき道がないのかどうか。このことについて大蔵省の見解をお尋ねしたい。

○橋口政府委員 政府関係機関の労使関係、及びその中における給与問題の処理という問題でございますけれども、これはたいへんにむずかしい問題を包含いたしております、先生よく御承知のように、労働法の適用なりあるいは労働三権の立場から申しますと、一点の疑念もなく労働関係諸法が適用になり、また労働三権が付与されておるわけでございます。したがって、労働法的な立場で申しますと、労使間は何らの制約なく、憲法のもとにおいて自由な交渉ができる。また団体協約の締結権を含む団体交渉権あるいは争議権まで付与されておるわけでございます。これはよく御承知のとおりでございます。

ただ、労働省からの答えにもございましたように、それぞれの政府関係機関の組織法に給与に関する規定がございます、労使間の交渉の結果としてあらわれる給与の基準について、これを改定をいたします場合には主務大臣の承認を受けることが必要となつてまいるのでございます。いろいろ政府関係機関にも種別がございますので、予算そのものが国会の御決裁を受けるような二銀行八公庫みたいなものもございまして、いづれにいたしましてもこういう予算で定められた給与の基準をみだりに変更することは許されません。これは労働省からの答弁にもありましたように、政府関係機関の公共性なり、あるいは政府からの出資なり補助なり交付金なり、そういう国民の税金によってその大半が運営されている。先ほど公企体との比較の話がございましたが、やはり公企体とはやや性格を異にする機関が数多くございまして、公企体には公企体としての一定の論理がございまして、それはそれなりに筋の通った労使関係の設定なり、その中における給与問題の処理のルールがございまして、これとても先生よく御承知のように、労使間の協定もあるいは仲裁裁定すらも政府を拘束しない、こういう形になっております。したがって、政府の補助金なり出資金等によって運営されております機関について、最終的に政府を拘束するような労使間の協定が行なわれるということは、たいだいま御説明いたしました公企体の労使関係から見まして、あるいは一般公務員との対比から見まして、これはやはり社会的容認を得にくいことではないかというふうに考えております。

そこで、政府関係機関の給与をいかなる基準によつて定めるか、あるいは改定の場合のよるべき基準は何かということについて、事務的にも技術

的にもずいぶん検討いたしてまいったのでござい
ますが、これも先ほど御指摘がございましたよう
に、今日の時点におきましてはやはり周到な準備
に基づき調査によって公表される人事院勧告を基
礎といたしまして、これとの対比を念頭に置きな
がら政府関係機関の給与をきめていくというの
が、現時点において最も妥当な、与えられた諸条
件のもとにおいて許される最善の道ではないかと
いうふうに考えて、今日までそういう処理のしか
たをしておるわけでございます。

こういう席でございますから、労使関係の当事
者はそれぞれ政府関係機関の理事者であつて大蔵
省はあらずから知らないというような、そういう白
しい答弁をいたすつもりはございませんけれども、
そういう点から申しまして、いま内示という
ことばがございましたが、内示という用語の通否
は別といたしまして、あらかじめ主務大臣の承認
を受け、主務大臣が国庫大臣としての大蔵大臣と
協議をする。そういう場合の基準についてあらか
じめ各機関の理事者と御相談をされていることをい
わゆる内示というふうに世間で呼んでおりますの
で、そういう行為も行政事務の円滑な処理を期す
る上からやはり必要じゃないか。ただ、政府関係
機関の給与の基準を何によつてきめるかという問
題について、いろいろ検討はいたしております。
同時に苦慮もいたしておるわけでございまして、
われわれの検討の段階では、やはり人事院勧告に
基づく公務員給与に即してこれを処理するといふ
のが一番妥当な方法ではないかというふうに考え
ておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 いまの答弁の中に、公共企業
体には公共企業体なりの一つのルールがある、こ
ういうことでございまして。しかしそういう場合
であっても、公共企業体の仲裁裁定にすら政府は完
全に拘束されるものではないという規定もあるで
はないか、こういうお話であります。そういう
解釈はかつては通用した。しかし、仲裁裁定すら
完全には実施しなかったではないかということを
しばしば労働者の側から、あるいはまたわれわれ

野党の側から追及を累積させてまいりまして、そ
の結果、仲裁裁定はとにかく実現しますというこ
とで、最近では仲裁裁定は完全に、政府の気に入
らないものであつても、どんなやりくりをしても
もやつてきた。また人事院勧告の問題において、
完全実施ということはようやくこの段階で去年か
ら実現しているわけですね。完全に人事院勧告を
実現します。政府はこれについてとやこう言わな
い、そのまま勧告どおり実施しますということ
が、ようやく何年ぶりであるという事態になつて
きた。これが時代の進歩であり、労使問題の、公
務員を含めた、公共企業体を含めた、最近におけ
る新しい政府のあり方であるという慣行が、長い
戦いの中から確立をされてきた。労働運動という
のは、やはり戦いのないところに労働法もなければ、
労働法規の完全な実施というようないふこともあ
り得ないのだ。これが世界を通ずる、万国を通ず
る大原則なんです。労働基準法なんというよう
なもの、これは労働組合の戦いなしには全く絵
にかいたものなんだというところから労働法学者か
ら言われる問題なんです。

そういうことを考えれば、政府の考えというも
のを常識的に早目に内示をして——ある程度幅が
あつてもいいと思うのであります。この線との
線からの間のところで大体各大臣の了承を受け
たら、その間あたりでひとつやつてもいいとい
うふうなことを早目に内示をする。少なくとも
私はそういう意味では人事院勧告ということ
——性格の差も若干あります。これは政労協の中
にも、政府関係特殊法人の中にも、補助金で全部

まかなわれているというものから、その出資だけ
だといふものから、いろいろ段階はある。そのこ
とも承知をしておるけれども、それをおしなべ
でも、公共企業体なり、公務員なりの人事院勧告
というふうなものにおける政府の態度というよう
なもの、がだんだん変わつてきて、完全実施とい
うことに最大の協力をし、完全実施が実現をして
おるという段階、そういうふうな状態に今日進展を
してきておるわけでありまして、これは進歩で

あります。進歩してきているわけでありましてか
ら、そういう中で、春闘の中で——人事院勧告は
どうしてもおくれれて、八月段階というところに今日
の段階では制度上そういうふうになつていくわけ
ですけれども、少なくとも人事院勧告と同列か、
それ以上とは言わなければ、少なくとも同列
のオンスリティーを持つ公労協、公企体のいわゆ
る裁定というふうなものが出た段階において、少
なくともそれを一つの基準にして、それに準拠を
するということならば、これは人事院勧告ともそ
れほど隔たりのあるものとは思われない。今日ま
でのずっと長い歴史を見て、常識的な公企体の
仲裁裁定あるいは労使協定というふうなものある
いは調停を両方のんだというふうな状態、そうい
うふうなもの、人事院勧告のベースというふうな
ものが、そうばらばらに離れるというところは、こ
れは今日までの経験に照らして、また常識に照ら
してあり得ないことなんです。だとするならば、
何とも八月段階まで待つ必要はないであらう。
こういうふうなことで、私はやはり春闘段階にお
いて、こゝしもだいたいおくれれてはいるけれども、
近いうちにやはり何らかの局面打開というふうな
形で、公労法上の仲裁裁定というふうなもの、公
共企業体の労使間に出されるであらう。そういう
ようなものについてそういう段階を迎えたなら
ば、それを準拠基準にしてこの政労協にも内示を
していく。この線あたりでどうだという形で各
大臣の了承を得て内示をしてやるといふようなこ
とをやれば、すつきり片がつく問題になるのではな
いか、こういうふうに思ふわけなんです。

どうも大蔵省、やけに労働問題になるとかた
たな態度をとるんです。特に大蔵省は予算をつ
くり、そうしてまた予算の実行に当たるわけです
けれども、その中で効率、効率ということを言
つて、絶えず予算の効率的使用というふうなことを
言う。そういうもの、なんだけれども、労働問題が
介入すると、とたんにそんなことは捨ててしま
うようなことで、あなたの方の考えに執着、固執し
過ぎる。そういう頑迷な態度がやはり抜け切つて

いないと思う。そういう点について、私はいまこ
そ、世の中ほとんど進歩しているんですから、そ
うして人事院勧告も完全に実施された段階を迎え
て、公共企業体労使間の仲裁裁定というものが
完全に実施をするという政府の態度が明確に
なつておる今日の段階においては、もうそろそろ
その辺のところを考へて、長期間にわたつて、半
年も一年近くも紛争状態のまま経過をしていくな
んというばかげたことをやらしている手はないだ
らう。そういうところに私は新しい発展の道を求
めてやるならば、もっと明るい政府関係機関ある
いは特殊法人、こういうふうなもの、行政に準
じた非常に重要な役割りを担っているというう
ころの能率も非常に高がついていくのじゃないか。
明るい職場が実現するのじゃないかと思ふので
すが、いかがでございますか。

○橋口政府委員 かねてから考えだといふおし
かりをいただいたわけでございまして、この考え方
のワケ内においての最大限の改善措置は今日ま
でやつてきたつもりでございます。これは先生も
よく御承知のことと思ひますが、いわゆる相談の
できるベースをできるだけ早くこちらとしても作
業をいたしましてお示しをする。それからたとえ
ば初任給等についてもある程度の幅を設けるとい
うようなことも試験的にやつたこともございま
す。しかしながら、たとえば初任給について申し
ますと、ある程度の幅を設けましたのが、大体一
年たつたまですと、その幅の意味がなくなつてしま
うと、生かされてない。つまり幅の全部上について
まうというふうな問題もございまして。また公企
体に見合つて給与をきめたらどうかという、これは
一つの御提案として伺つたわけでありまして、ま
た御提案の御趣意なりお気持ちは非常によくわか
るのであります。ただ公企体の給与等がいわゆる
民賃対比においてきめられてきております最近の
ルール等から見ますと、一回春闘ベースアップに
よつて問題が処理されても、さらに人事院勧
告等によつて新しい手当が創設されますと、それ

がまた公企体の給与にはね返ってくる。これは理屈の問題ではございませんで、実際の問題を申し上げておられるので、多少とも給料に携わつてみますと、ほんとうにむずかしい感じがいたします。したがって、春闘相場によつて政府関係機関の給与をきめたらどうかという御提案、これは十分承つて、ひとつ検討してみたいと思ひます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、政府関係機関の性格から見まして、やはり人事院勧告に基づく措置に見合つてやるのが一番社会的容認を受けやすいのではないか。依然としてかたくななことを申し上げておられるわけですが、そのワケ内でできる限りの技術的な改善に努めたいと思ひます。

○広瀬秀委員 依然としてかたくなな自認をされたわけでありましても、人事院勧告というものとこの公共企業体労働関係の最終判決のようなものであります仲裁裁定、これがそうはなはだしく乖離するということもないし、今日までの経験に照らして労働運動は何よりも具体的だ、非常に実態的な、具体的な金額ですから、これはほとんど差がない。しかも権威においても、両者いずれをアヤメ、カキツバタというところであらうと思ふのです。したがって、やはりそこまで、人事院勧告を見なければというところに固執されるのなら、やはり労働者は労働者として、いついかなるところで問題を出してストライキに訴えるかというようなことは、あくまでこれは労働三法からいつて労働者の自由な選択にまかされておられる。これが国民世論の反響を受けるか受けないかは別にして、これは労働者の万端を通ずる固有の権利であるという立場からするならば、やはりそういうものなんですね。それを人為的に、何か公企体のほうが高く出ている、人事院勧告のほうがそれより少し低かったら、しまった。できるだけ国民から反響を受けないようにという、そういう気持ちで安く押さようという気持ち

ちが基本にあるとどうしてもむずかしくなる。必要以上にむずかしくしてしまうのです、あなた方の頭が。

いま橋口次長は私の提案に対して、これは検討の余地もあるというところを一部認められたわけなんだけれども、やはり人事院を信頼し、また公共企業体仲裁委員会、公労委というものを信頼する立場に立ち、それからまたあなた方が理事長あるいは理事として任命し、交渉に当たらせている使用者側の人々を信頼するという立場に立つての指導がふだんからなされていなくてということになるわけでありま。労働問題の解決にはやはり信義誠実が必要であり、また信頼関係が労使の問題を平和的に解決し、事態を改善していく基本なんです。それから、ひとつ次官として、政治家として、また大蔵副大臣として、私が提案した、少なくとも春闘段階で早く問題をきめてしまつてはどうか。それは天地がひっくり返るような大混乱を来すようなことにはならないという確信を私は持っている。決して無責任な発言をしているつもりはないのであります。一方的に労働者の立場だけで、どうなつてもいいんだというのではない。そういう立場で言っているわけなんです。その点、次官からこの際御見解を示していただきたいと思ふのです。

○中川政府委員 非常にむずかしい問題、と申しますのは、財政を預かる者としては国民の皆さんの納得のいくような形、バランスの問題もありま。すし、はつきりいつてお金の問題もあるというようなどころからいくと、できれば人事院の勧告に従つての賃金のあり方でやつていくほうが好ましいのではないかと。広瀬委員のおっしゃる通りに、むづかしいことではないとお話でありまして、私もまた確かにないとは思ひますけれども、何といひますか、経営者と働く皆さんとの間だけでやれるんだということになりますと、これはなかなかむずかしくなつていくのではないかと心配もされるのであります。しかし、だんだん自覚をされ、そういう方向でいけるようになってきておると

思ひますので、今後の推移を見てひとつ検討はしてみたいと思ひますが、現段階で、引き受けた、やりましようというところまでは、私としてもしかねるという感じがいたすわけでございます。

○広瀬(秀)委員 橋口さん、あなたの検討するところとは、前向きに——これは委員会の用語なんだけれども、前向きに検討するというつもりですか。検討はしたがだめでしたということにウエイトをかけた検討ですか。ほんとうに前向きに検討するといふ気持ちがあるのですか。あなたの耳打ちで大蔵次官の答弁がまるっきり変わつてしまつたわけでありま。その点、ひとつ率直なところをお聞かせください。

○橋口政府委員 政府関係機関の給与の基準は何よりどこにきめるかという問題でございます。ましては、それは、よりどころにする材料といたしましては、それは、よりどころにございまして、広瀬委員の御提案の春闘相場というの、先ほど申し上げましたように一つの御提案であると思ひます。われわれは役人でございますので、どうしても安全な道を選ぶものでございまして、やはり人事院勧告という周到な調査に基づく基準によつて処理をするほうがより適切な処置ができるんじゃないかというふうな現段階では強々考へておるわけでございます。ただ、先ほど来のお示しもございまして、政務次官からお答えがございましたように、よく検討はいたしてみたい。利害得失、影響、本来あるべき姿、そういうビジョンも描いてみてよく検討いたしてみたい。

これも先生よく御承知のことでございますが、政府関係機関は現在百以上ございまして、初めの数少ない存在であつた時代に行なわれていた政府干渉の法制というものと、今日のように数もふえ、雇用される人間も非常にふえてきた、そういう実態とある程度の乖離というものをどうやって調整していくかという、実は非常にむずかしい基本的な問題も介在しておるに思ふわけでございます。これもしかるべくそういう問題を取り上げて検討する場があつて、そこで御審議を願へ

れば、われわれとしては非常に事務的な負担も軽くなりま。すし、肩の荷がおりたような気持ちもいたすわけでございます。別に好きこのんで人の給与をあげつらうというつもりはないわけでございます。御提案の趣旨もありますから、さらによく検討をいたしてみたいと思ひます。

○堀委員 関連して、ちよつと大蔵省に伺ひますが、そういう関係機関の職員の給与の現在の水準というのは、公務員と全く同じ水準にあるのでしょうか。

○橋口政府委員 政府関係機関はいまから二十年前くらい前に初めて日本に創設されたのでござい。ます。戦前は、御承知のように純然たる政府機関あるいは政府関係機関というようなものはないのでござい。ます。戦後、そういう機関が設立されておつたわけでございます。そのときは、総合的に考へまして、一般公務員には恩給、共済というふうな、いろいろな保障的な措置もござい。ますし、あるいは退職手当等につきましてもかなり充実した内容を持っております。関係等もありまして、一般公務員に比べて大体一五%程度の高い水準というのを目安にして給与の基準が設定をされたわけでございます。自來、そういうルールを継承して今日に至つておりますので、一般的に申しますと公務員に比べて大体一割五分程度の高い水準にあるというところがあると思ひ。ます。ただこれも、政府機関の中にも職員の数が非常に多い機関とそうでない機関とがござい。ますし、年齢構成、男女構成等もござい。ますので、先ほどちよつと申しましたように、給与の作業をやつてみますとほんとうにむずかしくて、実態を把握していくという感じは行政の実感として持つております。まあ一般的には一五%くらい高い水準であるというふうなわれわれは見ております。○堀委員 公務員の賃金を横に見てやる場合には、もしそれが比率だけであるならば問題は少ないと思ふのですけれども、いまのお話のように根っここの大きいところへもつてきて小さいものを

ぶつけていくとすれば、相対的には、最初は一五%あったかもしれないですが、だんだんこれはなくなってしまうという問題になるんじゃないかという気がするのです。いまのあなたの方の議論を聞いておると、どうしても公務員ベースにひとつリンクさせたいというところらしいが、要するにリンクをさせるさき方ですね、そこは少し配慮が必要じゃないだろうかと思うのです。いまあなたがおっしゃったように、だんだん時間がたつてくれば、内容、構成あるいは入ってくる者の初任給の状態、いろいろなものだんだん変わってくるんじゃないかと思うのです。私も全部読んでいまして、なかからわかってきませんが、当初に考えられておった発想が、今日、ベースアップをやってくる経過の中では、あなたのおっしゃるように平均して一五%全部高くなっておるということにはなっていないんじゃないかと思うのです。ですから、そこはやはり現在の姿に適合するものを考えなければいけないんじゃないか、こう思うのですが、その点はどうでしょうか。

○橋口政府委員 いまのお話と関連をいたしますが、たくさんあります政府機関について、一律に給与改定するかどうかというような問題も、問題として取り上げておるわけですが、いろいろの複合的にして、ある程度、率に差等を設けるといふような議論がございますが、給与の関係は、一つの集団になつてまいりますが、率に差等を設けることがたいへんむずかしいという感じがいたしております。公企体等につきましては、率と額というようにによってある程度あんばいをしておりますが、政府関係機関につきましては、まだそこまで検討なり勉強が進んでいないというのが実態でございます。また、給与は先ほどたいへんむずかしいということを申しましたが、公務員と見合つてやっておりますが、たとえばボーナス等については見ますと、定員、実員の規制が一般公務員に比べてはるかにゆるやかになつております。これは率直に申しましてそういうことがあると思ひます。したがひまして、これ

もはつきり確証を持つてのことではありませんが、政府関係機関の職員のボーナスは、おそらく一般公務員よりは高い率のものが支給されているところが相当あるんじゃないか。そういう問題もございまして、公務員と比べて、いま御指摘がございましたように必ず一五%高いかということには同年齢の職員が必ず一五%高いかということに對して、そのとおりだと申し上げる材料はございませんが、しかし経緯から申しまして、いろいろな傍証から見まして、ある程度高い。そのほか、現実を受ける給与の面においては、公務員よりはかなり厚い面があるというように一応私もは考えております。

○広瀬秀委員 もうこれだけで終わりますが、先ほど私の質問に對して答へられた橋口次長の考へ方の基本にあるものは、やはり大蔵省に、労働問題というよりも財政の立場というものをきわめて優先させるといふ立場、こういうものがあると思うのです。七〇年代は内政の年だと政府も言う。そして経済成長一歩の時代から国民生活最優先の政治課題に取り組む年代である、こう言つておられる。二十一世紀に向けての政策判断における基準というものは、やはりそこに焦点を合せて、発想の転換をしていただかなければならぬと思うのです。そういうような立場から、この問題についても生活最優先の中で、やはり労働者は団結の力によって労働三権に守られながら生活改善をはかる以外に道がないわけで、それを財政上の必要また政府ベースの秩序というものをあくまで優先させていくのだという、先ほどから何回も繰り返しているような頑迷な態度というものはこの辺で一つの転換を迎えて、そういう時代に來ているのだというのをひとつ十分踏まえて、この問題について前向きな検討をされるように私は強く要求をいたしておきます。

○毛利委員 橋口君。以上で私の質問を終わります。

○橋口政府委員 私は、きょうは金融再編の問題にか

らんで、銀行の合併の問題について伺ひをしたと思います。御案内のとおり、私はこの問題ではしるうとでありますので、あるいは的がはずれた言ひ方をするかもしれませんが、しかし、案外的をついたところがあるかもしれません。その点は、十分しるうとあるという点を含んで御答弁をいただきたいと思います。

そこで、最近銀行の合併が盛んに起つておりますが、金融再編問題とからんでこれをどのよう

に大蔵省は見えておられるか、まずその点をお伺ひしたいと思います。

○近藤政府委員 金融再編に對します大蔵省の基本的な考へ方といたしましては、スケールメリットを生かす、つまり規模の利益を生かすという観点におきましては、できるだけこれを援助する場合におきましては、できるだけこれを援助する。ただ、その場合に、ぜひ一方において考慮しなければならぬ点といたしまして、まず合併自体が自主的な合併であるということ、それから、合併の結果、系列金融あるいは独占、寡占の弊害が生ずるということにつきましては、できるだけこれを避けるべきではないという観点に立つておるわけでございまして、それ以外の場合でございまして、できるだけこれを推進するということとを基本的な姿勢といたしております。

○橋口政府委員 銀行合併の際に、具体的にどのような指導をされておるのですか。

○近藤政府委員 まず、自主的な合併の申し入れがございました場合には、その内容をよく聞きまして、ただいま申しましたような点がない場合、そしてまたスケールメリットを生かせるという場合、そういう場合には極力これを推進する。それからまた、中小金融機関同士の合併に際しましては、特にそれによりまして、一つは中で働く職員につきまして差別待遇が行なわれるとか、労働条件の切り下げが行なわれるとか、人員整理が行なわれるとか、そういうことがないようにという観点からのチェックをいたします。それからもう一つの観点は、それによって取引先に迷惑を与える

ことがないようにという、その二点からのチェックをいたします。そういう点をチェックいたしまして、なおかつその点に心配がないという場合には、当事者の自主的な申し出に對してできるだけ援助をするという態度でまいつておるわけでございます。

○橋口政府委員 私は議論しようとはきょうは思つていないわけですが、いまのお話のように、行政指導で具体的にやられていくと、効率化、大型化という名のもとに、結果としては中小零細企業に対する融資というものがだんだんチェックされていく。したがって、最近の中小企業、零細企業の倒産の増加と、そういう行政指導の結果出てくる金融のあり方が、結果的には関連があるような気がするんですね。それについてはどう見られておりますか。

○近藤政府委員 その点につきましては御指摘の点を特に気をつけておるわけでございまして、中小金融機関の合併に際しまして、特に取引先の中小企業に迷惑を与えないということが大前提の一つになつております。そしていままでの中小金融機関同士の合併につきましては、大局といたしまして、そのために特に倒産がふえたとかあるいは取引先の中小企業が非常に迷惑をこうむつたとか、そういう事例はいままでのところ皆無でございまして、今後ともそういう点についてはできるだけ注意深い配慮をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○橋口政府委員 いまのようなお考えを体して、各地方財務局は指導をやつておるのですか。

○近藤政府委員 各財務局ともそのような方針で事態に對処をいたしておるわけでございます。○橋口政府委員 具体的な問題に移りたいのですが、九州正金相互と福岡相互、略して「正金」「福相」とこれから言ひますが、この合併問題が起つてゐるのは御案内のとおりであります。現在どういう状態になつておるでしょうか。

○近藤政府委員 財務局長からの報告によりまして、両当事者、両経営者から合併の意思表示が

ございましたが、それに対して、正金側の内部で若干いろいろと問題があった。そこでそれに對しまして正金の経営者として、これが説得、事態の説明に全力をあげておるといふふうに承っております。

○**橋崎委員** この正金、福相の合併は本省にはいつごろ相談があったでしょう。

○**近藤政府委員** 四月一日にたしか両金融機関の経営者から財務局に話があったとして、直ちに本省にその旨の報告があったと記憶いたしております。

○**橋崎委員** そうすると、内認可というのか、その種のものはいつ下されたのですか。

○**近藤政府委員** 内認可はまだ下しておりません。

○**橋崎委員** そうすると、そういう相談を受けて具体的にどのよう動いておられるのですか。

○**近藤政府委員** 先ほど申し上げましたような諸点をチェックいたしまして、財務局において、これはもし両当事者から要請があればできるだけ協力をすると、基本的な姿勢を固めまして協力をいたしておるわけでございますが、それ以外の点につきましては特に作業というものはいたしておりません。

○**橋崎委員** いまのお話では、四月一日に財務局に両銀行から相談があった。四月二日、翌日に両銀行が地元の財務局長立ち会ひのもとに合併の発表をやつておる。ということは、何のために相談を受けるのですかね。また、相談を受けたら何をやるのですか。ただ、合併したいと思ひますと言つたら、そうですか、そんならすぐやりなさい、こうなるのですか。

○**近藤政府委員** その間に、先ほど申し上げましたような、たとえば寡占の弊害を生ずるような合併ではないかどうか、取引先に迷惑を与えないものかどうか、あるいは特にその従業員の扱いにつきまして先ほど申し上げましたような点を十分満足させるものであるかどうか、それらの点につきましてのチェックをいたしまして、それらの点に

ついて問題がないということでございますれば、そこで両当事者の意思によつて発表したということになると思ひます。

○**橋崎委員** ただいま局長がおっしゃいましたようなことを一日でできるのですか。たとえば取引先に迷惑がかかるかどうか、そういう調査をやるについては、私の常識では取引先の考えも聞かんならぬ。どのくらい取引先があるか知らぬけれども、まあ一万近くあるかもしれない。相当時間がかかるような気がしますが、それからまた、従業員のいまの労働条件が低下しはすまいとか、変わりはすまいか、そういう点を調査するについても、両方の従業員の組合があれば、組合の意見を聞くなり、私はいろいろ手間がかかると思うのですが、一日でその判断できるものですか。

○**近藤政府委員** 合併につきましては、だいぶ前から首脳部同士の間ではいろいろと考えておるといふのが通常でございます。そして、これが事前にも漏れますとつづるというやうな事例も多いものでありますから、一たび表に出そうであるとか出るというやうな段階におきましては、非常にいろいろの作業を詰めてやるという状態が通常の状態でございます。

○**橋崎委員** いまあなたがこういふ点をよく調べた上でおっしゃいましたが、具体的にどのやういふことをされたのですか。具体的にどのやういふことをしておるのでしょうか、その地元の局長は。

○**近藤政府委員** 地元の局長は平生からいろいろなケースを考えておつたやうでございます。この場合に当然、特にこの両金融機関合併の場合におきましては、両方のいろいろ特殊な事情があったやうでございます。それらの事情をも考慮いたしまして、その辺の考慮は平生からの積み上げであつたというやうに聞いております。

○**橋崎委員** それでは、地元の局長としては、あらかじめこれは合併せたいものだといふ一つの目標を描きながら、そして局としてそのやうないろいろな調査をあらかじめ独自でやつておつたというわけですか。

○**近藤政府委員** 合併転換に関する法律を四十三年に本院でも御審議いただきまして通過をさせていただいたわけでございますが、その後各財務局におきましては、絶えず地元の金融機関につきまして、相互の間の合併による体質強化というやうなことにつきましては事前いろいろと研究、くふうをいたしておるわけでございます。ただ、先ほど来申し上げております、具体的に最終的なチェックということはもちろん認可の段階で行なわれるわけでございますが、大づかみの検討は平生からしよつちやう行なつておるといふことでござい

たというわけですか。

○**近藤政府委員** 金融機関の合併の場合におきましては、そのやうなことは通常は行なつておりません。むしろ認可までの段階におきまして、合併がまず発表になりましたあとでいろいろと反響があるわけでございますけれども、取引先についての意見などはそのあとで出てまいります。財務局長の判断をいたしましては、それがはたして中小企業金融を圧迫するものであるかどうか、その辺に重点を置いて研究をいたすということでござい

ます。

○**橋崎委員** そうすると、結局いままでの御答弁を伺うと、北九州の財務局長はその予見を持つて、この両行は合併しなければならぬ、そういう予見を持って、そういう目ですつと見ておつたということになりますね。

○**近藤政府委員** 山下(元)委員長代理(着席) 何ら認可の意思表示はしておるわけではございません。両行の当事者が合併の意思を表明をいたしまして、それに対してできるだけ援助をいたしますというのを申し込んだ段階でございます。

○**橋崎委員** 合併の発表を、相談を受けられたあ

くる日しておるのです。そして局長が立ち会つておるといふことは、大体、大いにおやりなさい、それで、いまあなたがおっしゃつたやうなことも、大体もう不都合な点はないのだといふやうな認識のもとに立ち会つたといふことになるのではないですか。こういう重大な問題が、たつた一日でそういう認識が持てるのですか。四月一日の午前何時か午後何時か知らないが、また二日の合併発表は何時に行なわれたか知らないが、一日から二日までは夜中もあるし、大体どのくらいの時間、それだけの重要な問題について、いま局長がお答えになつたやうな条件を満たした考えが出てくるのでしょうか。

○**近藤政府委員** 確かに御指摘のように、通常の場合よりもやや時間的な幅は狭かつたように考えております。なぜそういうことになりましたかといふことは、一つははいわゆる不祥事件がございまして、それがほつぽ外に出るといふおそれもございまして、信用秩序の維持という観点から、これがもう一つの財務局長としては最も気をつけなければならない点でございますが、そのやうな点で、もし合併構想なしに不祥事件が表に出るといふやうな事態になった場合にいかなる事態を招くか、かなりその点に対する憂慮がありまして、そこで時間は早められたといふやうに聞いております。

○**橋崎委員** その不祥事件というのは、正金のほうの黒崎の事件等のことを意味してゐるのですか。

○**近藤政府委員** そのとおりでございます。

○**橋崎委員** それが世の中に出たのはいつごろですか、公になったのは。

○**近藤政府委員** 三月の八日に一部世の中に出たのが初めであると聞いております。

○**橋崎委員** そうすると、四月二日以前に明らかにされたもの以外に、また黒崎事件で公になつていないやつがあるというわけですか。

○**近藤政府委員** そのとおりでございます。

○**橋崎委員** それは内容はまだ聞きませんが、未

発表の分はある程度非常に重大な問題を含んでおるものですかね。

○近藤政府委員 金額的にはかなり影響のある問題でございます。

○榊崎委員 それはやがて明らかにされるものですか。

○近藤政府委員 現在はほぼ全貌が明らかにされ、しかも合併構想ということで信用不安は防ぎとめられたという形であろうと存じます。

○榊崎委員 いま新しく信用不安ということばを出されたわけでありす。なるほどこの種の問題はたいへんデリケートである。しかし、デリケートであるから、何かあるとあるとって中身を言わない場合と、どの程度かある程度明らかにして、ああこれくらいという場合もあるわけですね。かえって、何かあるとあるとって不安のほうが大いようにしろと目には見えますが、その辺のお考えはどうですか。

○近藤政府委員 その点はすでにほぼ全貌が外に出て、しかも先ほど申し上げましたように、合併構想ということでその辺の不安はおさまっております。というふうな考えております。

○榊崎委員 不安はおさまっておりますという話です。私もそう思います。

そこで、いまのお話すべてではないと思うが、何かそういう不正事件があったから合併しなければならぬという必然性がことばの端からうかがえますが、そのようなお考えですか。

○近藤政府委員 時期を早めるという点では一つのきつかけになったと思いますが、それ自体が合併についての基本的な原因であったというふうには考えておりません。合併自体は幾つかのいろいろの要素から、同じ市内に本店を有して、しかも店舗が数十にわたりまして競合をしておるといったような事実、そういうような事実から合併そのものは構想として出てまいりました。ただその構想が表面化する時期につきましては、ただいまの問題、不祥事件、そういうものが一つの引き金と申しますかきつかけと申しますか、そういうこと

になったかもしれないと感じておるわけでございます。

○榊崎委員 四月二日に合併を発表したわけですが、時間は午後五時半ということらしいのでございす。それで、その直前に緊急支店長会議を開いて、初めて社長が合併するぞということを言っ

たらしい。全然寝耳に水。そしてその結果は、一部の重役を含めて支店長会議も反対。もちろん従業員も反対。取引先、これは具体的な数字がありますが、三月末の融資件数は八千三百一件、この取引先のうち反対という署名をした人は七千九百三十三件であります。数字でいけばほとんど全部です。こういう状態のもとで合併が進行されるという行き方をどのように判断なさいますか。

○近藤政府委員 ただいまの数字は、経営者側から報告を受けております範囲では必ずしもそういう事実はないというふうな……

○榊崎委員 はっきり言ってください。

○近藤政府委員 そういう事実を聞いております。きり数を言ってください。経営者はどんなふうに言っておりますか。

○近藤政府委員 経営者からは、反対署名をとっておりますという事実を聞いておりません。

○榊崎委員 それじゃ、これは実際に取引先と接しておる出先の職員の人がやっておると思うのですけれども、あなたはこの数字に何かかけをのけるのですか。いまの言い方は、聞きますとそういうふうな聞かえますが、そうじゃないですか。私がいま言った数字はそのままおに聞いていただけますか。

○近藤政府委員 経営者のほうからはそういう事実を、数字を聞いておりませんというのを申し上げましただけで、そのような事実が、従業員のほうでそういう集計が行なわれたということ、ただいま初めて承ったわけでございます。

○榊崎委員 この合併等の場合に、地元の財務局長は、取引先は一体どう思っておりますか、

そういうことも合併問題を考えるときに一つの重要な参考の点にする必要があると私は思うが、そういうことは必要ないのですかね。

○近藤政府委員 十分その点は参考にする必要があるかと存じます。

○榊崎委員 そうすると、財務局長は両首脳からいろいろの話を聞いておるのでしょうか。経営者側はそんなこととしておりませんから、取引先がどういうふうな思っておるか局長に報告してないはずで。そうすると、局長はこういうことについて知らなかったということになるじゃありませんか。どうなんですかね。

○近藤政府委員 局長といましては十分に経営者の意向を聞きまして、それから総合的に勘案いたしました。この合併についてはたゞいままで私が承っておりますところでは、事前の根回しに不十分であったということを経営者は非常に痛感を感じておるようでございます。その点は先ほど来御指摘のとおりです。したがっていま、事後ではありますが全力をあげて説得、状況の説明、それらのことに努力をするということをやっておりますという報告を聞いております。

○榊崎委員 私の常識では、四月一日に合併の相談を局長が受けたならば、いまの問題でも根回しは十分されておりましたかというのを、局長は当然両首脳に聞いておると思うのです。これは常識だと思っております。いやまだそれはやっております。いやまたそれはそれで困るじゃないか、もう少し根回しをしないというぐらゐの指導をするのが、あなたのいままでの答弁からいくと当然出てくる態度じゃないか。それを四月一日に相談を受けて、四月二日、あくる日にはその合併の発表にのこして出ていって局長が立ち会っております。これはどういうことですか。

○近藤政府委員 そのようなことを両金融機関の経営者に確かめたという事実はあるようでございます。そしてその際に、正金の社長から先ほども申し上げました不祥事件の話が出まして、こういう状態のもとではいよいようちにそれが全面的に表向きになるということがあるかもしれない。そういう事態におちいつては非常に信用不安という点から問題があるので、両行の合併の意思の発表はできるだけ早いほうがいいという意見の開陳がありました。根回しは十分であるかどうかという点については一応確かめた由でございますが、それ以上にその信用不安という問題、これも財務局長としては最もゆがせにできない問題でございます。その点で、それならば非常に時間的な余裕は少ないけれども、直ちに発表に踏み切るのもやむを得まいという判断をしたというふう聞いております。

○榊崎委員 そうすると、いまのお話でいくと二つ考えられます。もし局長が、根回しは十分しておるかという。そうすると両首脳は、いや、やりました。それならばいいだろうという場合と、十分やっておりますと答えたいかもしれない。それはいまからでは間に合わないから、とにかく合併を発表した後に根回しをしない、こういう指導になったのか。どうなんですか。局長がだまされたのか、あるいは情報を知りながらそれでも合併を発表しない、こうきたのか、どうなんですか。

○近藤政府委員 その辺のやりとりの詳細はよくわかりませんが、私どもの報告を受けております範囲で申し上げますと、根回しは多少十分かもしれないが、とりあえずその信用不安のほうに非常な心配である、したがってますますに早く発表を早くさせてほしいというふうな申し出があったのでございます。そこで、先ほど申し上げましたように信用不安の回避ということに力点を置きまして財務局長が賛成したというふうな報告を受けております。

○榊崎委員 それはまたあとで触れたいと思います。

そこで、いま申し上げたとおり、社長以外は重役も知らなかった。支店長も知らなかった。従業員も知らなかった。もちろん取引先も知らない。しかも発表されたら全部反対だ。重役は一部

が反対です。あとは全部反対。こういう中で根回し、いまだに努力するということはあるとしても、こういう中で合併を進めるといふことは、これは転換合併法の附帯決議中に、これを行なうにあたっては労使間で自主的にものごとをいろいろ決定していくのだという附帯決議があります。こういうことにはなっていないのです。いまの正金と福相の合併のあり方は附帯決議の線からそれております。

○近藤政府委員 附帯決議におきましては、三つの点について労使双方の間で十分自主的に話し合いをするというところがうたわれておるわけでございます。第一点は人員整理、それから第二点が労働条件の引き下げ、第三点が差別待遇、この三つのことが行なわれませんように、労使間において自主的に決定をせしめるといふことがうたわれておる。それからまた、合併転換に際して、中小金融機関にもつばら依存した中小企業者が不利益をこうむる結果を招かない。それだけのことにつきましてうたつておるわけでございますが、その点については財務局として経営者から話を聞きまして、この三つの条件には完全に合致するような方向で合併を行ないたいという申し出があったというのを聞いております。

○榊委員 これは議論になりますからよろしくけれども、あとでまた附帯決議は出したと思ひます。

そのことは一応別にしても、このように社長及び重役の一部だけが賛成をして、あとは全部反対というような形で合併が進行されることについてはどう思われますか、大蔵省として。

○近藤政府委員 大蔵省といはしましては、金融機関の合併はあくまでも自主的な決定に基づきまして持ち込まれたものについて検討をする、そして援助すべきものは援助をするというたてまえをとっております。ただいままでのところ、先ほど申し上げましたように両経営者が自主的に合併を決定し、事前の根回しは若干不足であったかもしらぬが、ただいま全力をあげてやるといふふう

言つてまいっておりますので、その成り行きを見守るといふことでございます。

○榊委員 この根回しが最後までうまくいかなかったら一体どのような指導をされますか。

○近藤政府委員 この問題につきましては、一つ非常に大きな問題を含んでまいりますのは、初めに自主的に申し出してまいりました時点と、途中における時点とでは問題の性質がだいぶ違つてまいります。すべり出したあとにおきまして、いろいろ両当事者の意思に対して大蔵省として制肘を加えるというようなことは、最後の段階まで自主的な線をできるだけ尊重するということでまいりたいし、また途中でもしその変更がございすれば、先ほど来申し上げておりますような信用秩序にかなり大きな影響を及ぼすというおそれが出てくるわけでございますので、その点もあわせ考へてまいらなければならぬといふふうに考へております。

○榊委員 いまのお話は、この合併がもし御破算になれば信用秩序に何が出てくるのですか。

○近藤政府委員 たとえば預金の増加、減少のトレンド、そういう点につきましては、合併話が途中でかりに御破算になったというふうな事態がございしますと、かなり深刻な影響があるであろうといふことが予想される、まあそのような点を含めて申し上げたわけでございます。

○榊委員 それはあなた、一つの予断を持つているのじゃないんですか。合併させたいというあなたたちのその気持ちはわかるが、進めたいという気持ちはわかるが、これが御破算になれば信用秩序に何かこう問題が出てくるというふうな、そういう見通しというのは、私予断ではなからうかと思ふのですか。

○近藤政府委員 その点は予断ではございせん、そういうおそれがあるかどうかをそういう場合には十分に検討をしなければならぬ。検討項目の一番大きな点であるといふことを申し上げておるわけでございます。

○榊委員 そうすると、検討した結果これはや

はり信用秩序にぐあいが悪いということになると、たとえ根回しが失敗しても、やはり強行させるべくあなたたちは行政指導をするということになるのでしょうか、結論としては。

○近藤政府委員 その辺は、先ほど来申し上げておりますように、あくまでも最後まで自主性尊重というところでございしますので、両経営者がそこをどう判断するか、それによつて私どもの判断もまたおのずから変わつてくる場合もあり得るし、その辺はあくまでも自主性尊重ということではまいりたいと存じます。

○榊委員 そこで、その北九州財務局の行政指導について、具体的な問題にちよつと入つてみたいと思ふのですが、北九州財務局に国川という金融課長がおられる。この方が四月に行橋の信用金庫に行かれた際に、組合と——これはたぶん合併問題についての話し合いと思ひますけれども、労働組合とお話し合いをされておるわけです。そこでその国川金融課長は、諸君は合併反対と言つて、中小零細業者と心中をするつもりなのかと、労働組合、つまり職員の皆さんに言つたそうです。このことは、その後九州正金の従業員組合の代表者が財務局に行つたときに、あなたはそう言つたそうだがそれは確かかと確かめたところ、そう確かに言つた、銀行がつぶれるか中小企業がつぶれるかというふうなときには、中小企業をつぶすほうをとると言われたそうです。気持ちはいろいろありましようが、大体この種のことを、財務局の金融課長がこういうことを吐く。これは国会でこんなことを言つたらたいへんです。あなた方は言われぬと思ひますけれども、こういうことを言つてゐる。これはどう思われますか、本省としては。

○近藤政府委員 その場所でのういふ発言をいたしましたか、ちよつと私も直接聞いておりませんので判断しにくいわけでございますが、まあ中小零細企業と金融機関とのいざいずれをとるかというふうな発想、言ひ方をいたしましたゆえんのものは、金融機関のほうが非常に多くの中小零細企業

と関係を持つ、それら全部の命運にかかわりのある金融機関について、その経営状況なり何なりというものが社会的に影響が非常に大きい、言いかえれば責任が非常に重いという趣旨のことを表現したつもりかと思ひますが、あるいは表現の点で非常にまずい点があったのかもしれません。その辺はちよつと、直接聞いておりませんので判断いたしかねます。

○榊委員 これはお調べになつてもけっこうですがね。この人はそれだけ言つてゐるのじゃないのです。まだ言つておるのです。いろいろ言つておりますが、時間の関係がありますから代表的なものの方をあげてみますと、たくさんあるのですよ。こういう質問をしてゐるのです。その職員の方、組合の方、北九州では金融機関の不正事件が頻発してゐる、だから財務局の仕事はそのような不正事件が起らないように指導、監督することが大事じゃないか。それはさておいておつて、だから、不正事件が起るから合併をさせるんだという、合併のほうばかりに非常に意欲を持たれておる。これはおかしいじゃないかと質問に対して、こう答えておるのです。不正事件については私たちの不徳のいたすところであるが、これを合併ですりかえるつもりはない。ここはいいでしょう。その次です。合併転換法ができた以上、合併をやらないと代議士からしかられる。いろいろたいへんなことばかりを言つてゐるのです、われわれ常識的に考へて。やりとりそのまゝ速記をして出しておるのです。こういうふうな考え方というのは、いままでも私があなたに聞いた大蔵省の指導方針なり考え方と完全に違ひますけれども、これはどうですか。

○近藤政府委員 国川課長の言動につきましては、私も至急詳細を取り調べまして、後刻またその真偽のほどは御報告を申し上げますと存じます。

○榊委員 同じく指導の問題でお伺いをしておきたいのですが、今度は局長のほうをあげてみた。いまは金融課長でしたが、局長のほうの言動

をあげてみたのですがね。この後藤局長は、ちよつと話が別になりませんが、四十三年、金融二法を審議した際には本省の何であつたわけですかね。

○近藤政府委員 銀行局の検査部の管理課長でございます。

○橋崎委員 だから、この金融二法のときには実際の仕事をなさつたお一人だという気がするのですがね。だからたいへんな意欲を持たれておられるはわかるのです。この四月六日に、正金の全重役を北九州の財務局に呼ばれたわけですね。そしてこの局長と小林という理財部長は——いまから申し上げる点は、さつき局長が言われたこととわりあい似ておるのです。末光事件——これが例の黒崎事件ですね。末光事件の重要度の認識が不足しておる。もし合併が撤回されれば末光事件の全貌が明るみに出て取りつけ騒ぎが起るし、免許の取り消しも考えられる。これは、七月から行なわれると聞いておるが、預金保険適用の第一号になる。この預金保険制度というのは四月一日からです。この適用の第一号になる。これはまるで脅迫じやありませんか。これはことばの内容からしてやはり圧力と感ぜざるを得ませんですね。そうして例の黒崎事件の問題について、これは三月末に償却しておるわけですね。これもまたえらい早いです。普通だつたら時間をかけてもう少し努力するだろうと思ひます。この点についてどう言つておるのです。合併が円滑に進むという大義名分があつたからきつめて短時間のうちに二億円の無税償却が承認されたのだ。このくだりはたいへん恩着せがましいですね。そうして結局、合併が白紙撤回されるとどんなことになるか。おれたちのメンツはない。こういうふうですか、この財務局の調子は。今度は四月十四日に、同じく小林理財部長と国川金融課長は正金の官永という企画室長を呼んでおられます。そうしてまたいろいろと圧力をかけておるわけですね。こういうことを言つておられるようですね。北九州財務局管内の各相銀社長に正金との合併を持ちかけてみたが、断わら

れている。合併しようというのは福岡相互だけだ。信用しないのなら各社長を呼んできてあなたの前で言明させてやる。それでだめといわれたら福岡と合併するか。かりに他の相銀と合併しようとしても財務局は認めない。合併は吸収合併が方針である。対等合併なんて必要ないから認可しない。この合併がこれら監督官庁の立場は一体どうなる。社長もかわいそうだから助けてやれ。合併するようにみんなを説得しなさい。ざつとこゝなふうですね。この中で一つ聞いておきますが、合併は吸収合併が方針であつて、対等合併は必要ないから認可しないという方針ですか、大蔵省。

○近藤政府委員 形式的には吸収合併でも、本合併は合併比率一対一でございまして、従業員の取り扱いその他全く平等ということ、この合併も対等合併であるというふうな考えでおります。そして実質的な対等合併のほうを望ましいというふうな考えております。

○橋崎委員 そうすると、本省の方針とこのこととばの内容は違ひますね。

○結城説明員 ただいまの小林部長の吸収合併でなければ認可しないというふうな趣旨のことにつきました。現在の部長からのお話としましては、今度の正金相互銀行の場合に、ただいま局長から申し上げましたように、合併するに至りました非常に大きいきっかけは黒崎支店の大きな不祥事件が大きいきっかけになっておりました。したがひまして、その金額がかなり大きいだけに、合併する相手方としましては、その欠損をかかへ込むようになかなか大きな銀行でなければ合併後の経営がなかなかうまくいかなければならぬか。こういうふうな観点から、小さな銀行相互間の合併よりも大きな銀行と一緒に、そしてその欠損額を吸収してもらひ、信用のマイナスをカバーして、そして取引者に迷惑を及ぼさないようにするほうが合併としては望ましい行き方ではないか、こういうふうな趣旨で吸収合併というふうなことを申し上げたというふうに聞いております。

○橋崎委員 いまの点はお調べになつたのですか。

○結城説明員 部長のほうからそのように連絡を受けました。報告を受けました。

○橋崎委員 それは本省に対して調子よくそんなことを言つておるのですよ。現実について、室長に対してはこのようなことで言つておるのですよ。だからそのようないまおっしゃつたような意味なら、どうしてそのように丁寧におっしゃらないのでしょうかね。これはこのことと併せておるのですよ。これは証言してもいいですから。このような指導のしかたなりを私は問題にしておるのです。その意味の内容はこうだということを問題にしておるのじやないですよ。すべてがこうなるとすよ。いまのはたつた一つ、あなたは部長からの報告を受けて釈明されたけれども、すべてがこうなんです。だから、こういう点をこれだけのいかうかというのを私は申し上げておるわけなんです。まだたくさんありますから、この種のことは。大臣おられぬが、政務次官は一体この北九州財務局のいろいろの方のこのような、両行合併に対しての態度をどう思われますかね。またこういう態度を現実に表示されておる正金側については、どうあなたはこのことを受け取りますか。

○中川政府委員 ことばのやりとりについて、真実はどこにあるかわかりませんが、いま御指摘のとおりであつたとすれば、表現その他に行き過ぎがあるというふうに考えます。今後そういうことのないように厳重に指示をいたしたいと思ひます。ただし、自主的な合併ということで申し出が経営者からあつた以上、これまで信用秩序その他を考へまして、あるいはまた転換合併の法がある以上、これの趣旨に従つてこれが円満にできるように、役人としても定められた方法あるいは表現を間違えないようにやつていくべきではないかと存じます。

○山下(元)委員長代理 関連質問を許します。広瀬委員。

○広瀬(秀)委員 いまの橋崎君の質問を聞いてお

りますと——現在の大蔵次官の澄田さんが、当時この金融二法、合併転換促進法がかつたときに銀行局長をやられておつたわけですね。それで私が、いま例が引かれておるうちに、この合併転換促進法が出たからといって、積極的に合併転換を促進するのだという立場で指導をするというようなことをやるのかという質問をしたわけなんです。その際、当時の澄田銀行局長の答弁では、そういう立場をとりません、そういう将来の合併などもあり得るという立場に立つて、言うならば受け皿を準備しておくのだ、こういう立場であつて、まあ言うならばニュートラルの立場でいくのであります。それは、先ほどから銀行局長が言われておるうちに、自主性を尊重するというに通じていると思ふのであります。何か最近、第一、勧銀合併というふうなもので、あたかもこの合併転換促進法が変質をして、大蔵省の方針も近藤さんの時代になつて、ああいうような事例に見られるように、あの事例のようなものを今度はどんどん積極的に指導をしていく。合併転換をどんどん、特に合併をさせて、規模のメリツトを強化していく、こういうふうな方向に転換したのであるかどうかということが——橋崎君の質問、具体的な例をあげて末端の財務局の人たちの指導のしかた、あるいは発言というふうなものを聞くと、そういう方向に転換したのかというのを疑わざるを得ないわけなんです。そういうことなんです。それから澄田銀行局長時代にこの委員会が審議をした当時のかまへが、いまでも正しい筋道なのか。そういう点についてはつきりした見解をこの際お聞きをいたしたいと思ひます。

○近藤政府委員 ただいま御指摘の点につきまして、澄田銀行局長が御答弁申し上げました線と全く変わつておりません。ことに昨年七月の金融制度調査会の答申におきましても、金融機関の合併につきましてはあくまでも自主的なものを尊重するということの特にうたつております。私どもは、実際上の運用をいたしまして、あくまでも自主的なものを尊重するというたてまえで

まいるつもりであります。

○山下(元)委員長代理 関連質問を許します。阿部助哉君。

○阿部(助)委員長 局長、一番最初横崎さんが、合併を指導される態度ということでお伺いしたときには、自主的にこれをやるのだ、そして職員的身分に對して不利がないように、あるいはまた取引先に迷惑がないように、そうしてこの問題については調査を進めた、こうおっしゃるのです。ところが一番最初に前提を置いておるわけですか。ところがあとで、そこへつめておる労働組合の方々は全員反対であるとか、あるいはまた取引先の人たちは、八千三百一件の取引先の中で、七千九百三十三件の人たちが合併反対の署名をしておるといふことについては、皆さんのほうはただ経営者という、正金の社長ですか頭取ですか、そこからは意見を聞いておるかも知れぬけれども、これでは實際調査をしたということにはならないのじゃないですか。それでも調査をされた、こういうふうには皆さんはおっしゃるのですか。

○近藤政府委員 まず第一点の職員の問題につきましても、財務局長がその点特に念を入れて両経営者に確かめましたところが、全職員を新銀行に引き継ぎ、給与は高い水準のほうに調整するといふことを言っております。したがって、その点につきましても、今後実際にそれが行なわれるかどうかの監視は今後の問題になるかと存じますが、とりあえずの方針としては、四十三年の四月及び五月に衆議院の大蔵委員会及び参議院の大蔵委員会に付せられました附帯決議の趣旨にもとるものではないかというふうに考えております。

それから取引先、中小企業の問題につきましても、現在正金相互銀行の貸し出し金利回りが平均に比べてかなり高いという事実もございまして、合併によるスケールメリットの發揮によりましてこれが低くなるということは、結果的には取引先に対するサービスになるというふうな判断を下したわけでございます。

○阿部(助)委員長 だから、そういう一方的な、皆さんのことばでいえば、皆さんのほうは経営者のほうからだけ聞いておるわけでしょう。ほんとうに身分が変わらないで月給だけ上がるものなら労働者の人たちが反対するはずがないと思うのです。いろいろな業者の場合にも、取引先をしておる人たちの場合にも、あるいは片一方では金利が少し高い、しかし融資をしてもらえないというので、より大きなメリットがあるかも知れない。そういうような問題を、ただ一方的に聞き、一方的な資料だけいたたいて、それで調査をしました。しかも自主的に云々ということからいけば、とにかくこれだけの問題が起きた。問題が起きておるからいまお伺いしておるので、こういう問題がおさまるまでは合併を促進するような無理な手は打たないでしようね。

○近藤政府委員 ただいまの、取引先の方々が不安を持たれるかも知れないという点につきましても確かめたようではありますが、その場合には、合併前の取引方針を継承するということを両経営者から申し出ておるようでございます。もちろん、これがそのとおり行なわれるかどうか、これはまた今後の財務局の監視の一つの大きな対象にはなるかと存じますが、そういうことを申し出ております。したがって、それらのことを聞いた上で、財務局としてはその自主的な合併の申し出を了承したということであらうかと存じます。

○阿部(助)委員長 皆さんのほうは経営者から聞く。私たちのほうは当の調査された人たちが、それもおおむね労働組合とかあるいは銀行と取引をしておる、反対の側に立っておる人たちの意見を聞いてきたかも知れませんが、そこで私は一方的な意見になるかも知れぬけれども、しかし現実的にこれだけの反対があるのです。そうすると、給与の面は少しくなると皆さんがおっしゃっておるからそれを認めるとしても、労働条件がどうなるのかという問題も出てこようかと思うのです。そういう点で、実際に調査をした、こうおっしゃるけれども、この日取りから見ても、四月二日に初

めて聞きましたなんということを福岡の局長はおっしゃっておるようだけれども、実際はもう四月一日に書類が大蔵省に出されておるといふようなあたりでみんな食い違っておる。もう一ぺん皆さんのほうで両方を調査をし、そうしていまのような形の、ただ強引に進めるという感じを与えるのではなしに、一応いままでの経緯はそのままストップをして、十分に両方の意見を聞いて、ほんとうの調査をされる必要があると思うのです。そういう点で、いまの段階で無理押しをするということはどう見ても、いままでの論議をされた過程、また附帯決議の趣旨からいってみても、あるいはまた局長がここで一番冒頭に答弁なすった御趣旨からいって見ても、無理があると思う。そういう点で、これはもう一ぺん調査をするまで現状でストップをさせるべきだ、こう思うのですが、いかがですか。

○近藤政府委員 再三申し上げておりますように、あくまでも自主的な動きというものを尊重してまいるというたてまえでございますので、ただいま経営者としては、先ほどの幾つかの方針、その方針に従って、それが十分徹底しておらない、周知方が不十分であるということをお願いする、周知方を十分徹底していただけるだけの努力をするから、その結果を見てほしいというのはいまの段階でございます。私どもとしては、いかなる意味でもこれに途中で介入をする、もちろん無理押しをするという点も当然すべきではございません。またそれをストップしろと命ずることも、これまた一種の介入になりますので、それらの点は一切やしませんで、経営者がそう言っておりますその努力を見守ってまいりたいといふのが私どもの態度でございます。

○阿部(助)委員長 関連でありますからもうこれで終わりますけれども、最後に、局長のいまの御答弁はりっぱでありますけれども、しかし私たちが聞いておるところによれば、本省の局長はりっぱなことをおっしゃって、現実に現地にいらっしゃる福岡の局長の人たちは、これはどこまでいった

ら介入なのかその限界もなかなかいろいろあると思うけれども、少なくとも日本人の常識からいえば明らかに介入だ、こういうふうな受け取りざるを得ない言動を述べておられるわけですか。そういう点で、もしこの言動が介入でないとおっしゃるならばこれはまた論議のあるところでありまうけれども、私たちはこの書類を見る限り、いままでの報告を聞く限り、明らかに現地の福岡局はこの問題に介入をしておる、むしろ圧力を加えておるといふふうには受け取れないわけですか。そういう点で、われわれのほうもさらに調査を進めるけれども、皆さんのほうも、これだけの具体的な例をあげたら、その辺の調査を十分して、あなたのおっしゃるように入介入をするのではなく、ほんとうに自主的にやるならば自主的にやるような御指導をなさるのが当然だという意味で申し上げたわけでありまう。

関連を終わります。

○横崎委員 いま局長のお話の中に金利が高いという話がありました。確かに融資の利回りは他の相銀に比較して若干高うございます。しかし、この二、三年の他の銀行との比較をしてみると、他の銀行は利回りが数字の動きから見ただんだん上昇傾向にあります。しかし正金のほうは企業の努力によってだんだん、わずかに減つてきて、減つてきて、全国平均にほとんど近づきつつあるではございませんか。これが一つ。だから、数字をあげてのあれになると反論できるところはたくさんあるわけですね。

もうちょっとやりたいと思いますが……。それで、中小企業あるいは零細企業の人たちが合併によつて迷惑を受けるのではないかという危惧は、一つは福岡と正金の取引層の違ひがあるわけですね。一件当たりの融資額の平均を見ても、福岡のほうは五百七十四万円に對して正金は三百三万円。ということば、やっぱり正金のほうが福岡より、より零細の企業に手当をしておる。この層の違ひというものが、これが合併によつて一体どうなるか。これは当然起こってくる心配です。だから

その辺をやはり、私も調査団で行ったときいろいろの人に会っておりますが、いろいろな意見を言つて、不安を持ち、それでやっぱり合併してもらわれないほうがいいんだということを言つておるのですね。現に福相に借りに行つて断られて、正金で借りた人が何人かあるわけです。特にその人たちに会つてみました。だから、現実の問題として非常に不安を感じている。そうすると、中小零細企業に対して不安を与えるということになると、これまた金融二法の採決の際の附帯決議との関連でこの合併が問題になつてくる。こういうことなんです。

○結城説明員 まず第一点の、正金の貸し出し金利の問題で、よそが多少上がりきみに對して正金の下がりきみである、だんだん近づいてきておるといふ御指摘について、あまり件数を比較するのはいかかと思ひますけれども、總體的に相互銀行の貸し出し金利というのはこのところさうと低下傾向になつております。最近の引き締め状況からこのところ若干上がつてはおりますけれども、大勢的には引き続き低下の傾向をたどつております。その中で特に正金相互だけ申し上げますと、全体の水準に比してやはり、これは四十五年度上期の全国の平均に對する水準でございまして、約一割ぐらい貸し出し金利が平均的に高い、そういう姿になつております。高いという点からいいますと、九州地区の相互銀行の中では、十二行ございまして、そのうち高いほうから二番目に位置するというふうな位置になつております。

それから第二の、取引先の問題についての先生の御指摘でございますが、確かに正金相互銀行は資金量がわずかに三百十五億、片方は千九百億といふような資金量の違いもございまして、おのずから取引対象にも差異はあるのかと思ひます。そういう点を特に懸念いたす点もございまして、合併の際の両社長間の取りきめとしましては、——これはこれで調印しようといふところまでいっておる内容のものでございまして、正金相互と福相の合併前の取引については、そのまま新しい合併後の相互銀行が引き継ぎまして、その新しい相互銀行の取引方針は、旧合併前の福相なり正金相互、それぞれの合併前の取引方針を継承しますといふことを合併大綱の中に盛り込んで、取引者に対して懸念のないようにやつていきたいといふことを両社長間で十分確認合つております。そういうことにおいて、合併が取引者に迷惑を及ぼすことのないように、この点については特に両社長間で確認し合ひ、またそういう点について注意していききたい、こういうことを述べております。

○橋崎委員 私が申し上げておるのは、若干高いことは言つておるのです。あなたもそこだけ強調してはいけませんよ。企業努力で順次利回りを下げつつあるではないか、ここに数字はあります、その点を私が強調しておるのです。だからあなたも答弁するときは、その点は確かにさうだ、その企業努力は認めますといふような答弁をしなかつたでせう。

それから財務局の行政指導に關連しての介入の問題。ちよつと一つ例があるから念のため聞いておきますが、小倉信金と北九州中央信金ですか、これらの合併覚書、昭和四十六年三月二十五日、この中にこういうことがあるのです。役員定数は財務局と協議決定する、これはどういうことなんですか。私企業の人事に對して財務局と相談するといふのはどういふことなんですか。これはちよつと行き過ぎじゃないでしょうか。

○結城説明員 私も具体的に小倉信金と北九州信金の合併の覚書の中身をチェックしておりますが、いま先生のおっしゃった点がございまして、想像といひますが、一応考えられることとしまして、合併後の役員定数をきめる場合に、特に合併金庫の場合あるいは合併金融機関の場合に、役員定数をどうするか、両方を単純に足したようなもので役員定数をきめるか、それとも両方の単純な合計ではなくて、その中間的なところで役員定数をきめるか、あるいはさらには現在の役員定数で

やるか、そういうふうな役員定数の問題につきましては、覚書の段階ではまだきまらないといふことが間々ございまして。したがひまして、役員定数をきめるときに両方の議論が分かれてお互いの意見の相違が出てくる。そういうふうな場合に、財務局に協議して、財務局のあるいはアドバイザーを受けてそこで決着をつけたいといひますが、妥当な定数をきめたい、こういうことがございまして、おそらく合併覚書に載つていゝまのような条項につきましても、そういう趣旨のもとに入られてゐるのではないかとさういふふうに考えられるわけでございます。

○橋崎委員 行政指導とはまさに行政的に指導するのであつて、こういうことが覚書に書かれようと言ふと書かれまいと、必要なことはやるのでせう。覚書の中に文章としてこういうことが入つておることについて、どうか私は思ふのです。

○結城説明員 合併の覚書はあくまでも両金庫間がきめるものでございまして、財務局できめるわけでもございせんものですか、両方の金庫の理事者が集まつていまのような表現で覚書の段階を済ませたといひますが、きめた。それを財務局として受理してゐる、こういう形じゃないかと思ひます。

○橋崎委員 同僚の皆さんに迷惑をかけちゃいけないから、時間の制限もありますので結論に入りたいと思ふのですが、一番当初言われた金融秩序云々の問題、これは重大なんですよ。一番冒頭に、その種の不安は大体解消されたと言ふ局長はおつたんだから、それで私は触れまいと思つておつたのですが、さういふながらその次に、この合併が御破算になれば金融秩序云々といふことが出てくる。確かに五月のいゝるな出し入れの關係からある一つの問題点といふものが想定されるのです。しかしこれは完全に説明される。時間があれば説明します。資料をたくさん持つてきておられますから。だからむしろいまのうちに合併問題がもたれて、そして正金では業務推進会議も社長がわざと聞かない、業績をあげるべき會議

を開かない。そして従業員はこの問題でどうなるかといふ不安で、いろいろな合併反對の問題もあるから業務推進のほうになかなかよく回れない。むしろ合併でもたつておるから業務に影響してゐる面があると思ふのです。それで業績が若干低下してゐる分については、むしろ合併問題に、もうこれは無理だといふ結論を出さなければならぬ。これは無理だといふ結論を出さなければならぬ。御心配なくすぐもとに戻る。そしてその計画については支店長會議できちんとした数字もあげております。だからさういふ点も私は地元の財務局としては検討してもらいたいと思ふのです。ただ合併推進という目的だけを振りかざさないで——

さつき言つたようにわざと社長が業績を低下させることによつて合併への口実をつくるといふような傾向が確かにあるのです。それから支払い準備金の問題にしても、同じような他の銀行との比較表がここにありますが、その問題はないじやないですか。

そこで結論としては、さつきも阿部委員が言つたのですけれども、従業員組合はすでに社長退陣要求をしてゐるわけですから、そこまで発展してきておる。これは五月十四日に提出されておる。それからまた支店長會議までが社長の退陣要求の署名を終わつてゐる。ここまで発展してきておるのです。それで非常に大きな社会問題となつて地元では騒がれておるわけでありまして、このようないふゆる事態を考へて、この合併問題については無理だ。さつき阿部委員も言ひましたけれども、無理だ。むしろ早く撤回をしたほうがいいんだ、行政指導の面でも。私も地元ですからよくわかるのです。そういう決着をつけるべきだ。そちらのほうで金融秩序に對しても地元ではないんだ。社会党の調査団が四月の二十六日に参つてゐるいろいろな調査をしてまいりました結論もさうなんです。それで、阿部委員も言ひましたような点も含めてもう一べん、根回しといふことばを使われましてけれども、根回しすべきところのいゝるな問題点を洗つていただいて、さうすれば私もいゝる言つてゐることが出てくるわけですから、結論として。そ

ういう方向で行政指導をするように北九州の財務局に御指導いただけますか。

○近藤政府委員 阿部委員に御答弁申し上げたとおりでございます。合併問題につきましてはあくまでも自主性を尊重してまいりたいということで、ただいま両経営者はそれぞれ、特に正金におきましては根回しが不足であったということについて深刻に反省をして、極力努力をいたしておるといふ状況でございますので、それに對して私どもといたしまして、特にそれにストツプをかけるというようなことはこれも行政的な介入の一種になることとなりますので、事態を見守るといふことでまいりたいと存じております。

○橋崎委員 最後です。それでは少なくとも無理をしないといふことははっきりしておりますね。そうするといふような考えで北九州財務局に御指導いただけますか。無理をしない、それでよく調査しろと。

○近藤政府委員 本問題につきましては、合併といふことに対して特に無理をするといふことは一切避けて、もっぱら信用秩序の維持という観点からやるべきことをやるといふ立場で財務局が指導をするといふことを、私どもといたしまして常々強調をいたしております。その点につきましては先ほど来いろいろ御指摘もございましたので、それらの点をも踏まえまして、よく支障のないように進めてまいりたいと存じております。

○橋崎委員 先ほど政務次官もお答えになったのだけれども、財務局の言動なり指導の行き過ぎ、こういう点については嚴重にひとつ注意をしてもらいたい。それはよろしゅうございますね。

○近藤政府委員 先ほど来いろいろお示しいただきました点につきましては、直ちに調査をいたしまして、後刻御連絡申し上げたいと存じております。

○橋崎委員 それではこれで終わります。

○山下(元)委員長代理 関連質問を許します。小林政子君。

○小林(政)委員 私も、ただいま橋崎委員から

る具体的な事例をあげての御質問がございましたけれども、正金相互銀行と福岡相互銀行の合併の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

いままで述べておられたいとおもいます。この正金相互銀行の今度の合併の問題につきましては、一部の重役を除いてほとんど支店長以下この事実については全く知らされていなかった。しかも突然に合併といふことが発表された。こういう具体的な事例がすでに述べられておると同時に、また銀行を利用しております顧客の方々の圧倒的多数もこれに對して反対の署名運動をされていふふにいまお話がございましたけれども、私はいまの質疑を聞いておりました、具体的に述べられた九州財務局の責任ある立場にある人たちの発言といふものは、局長自身は合併の問題については介入はしない、こういうことを言われておりますけれども、いままで述べられた具体的な事実については、これが事実であるとなれば、これは私は明らかに介入だ、こういうふうに考えますけれども、この点についてまず確認をいたしておきたいと思ひます。

○近藤政府委員 その点につきましては、財務局長からむしろしばしば私の方には報告がございまして、一切、合併そのものについて介入をするといふつもりはない。むしろ信用秩序の維持、そういう点からの施策は機を失せずいろいろとやっております。先ほど政務次官もお答えになったのだけれども、合併について進んで介入をするといふことは誠に慎んでいられるといふことを、本件の当初から報告をいたしてきております。私どもといたしましては、その線に沿って財務局も動いておるといふふうに信じております。

○小林(政)委員 私どももこの合併の問題について重視をいたしまして、現地に調査団を派遣をいたしましたわけでございますけれども、私どもやはり、いま橋崎委員から具体的に述べられた内容については、地元の調査の中でもこれが明らかだといふ点を確認いたしております。しかも、合併につ

ては自主的に行なつてもらうものであつて、何らこれは介入すべきでないといふ何回も繰り返して述べられておりますけれども、じゃ先ほど来の中小企業と心中をしてよいつもりなのか、あるいはまた、これも橋崎委員いろいろと述べておられましたけれども、この合併といふことについては対等平等の合併なんといふものはないんだ、吸収といふような、そういう発言だとか、あるいはまた、合併あるいは転換法等の附帯決議等をあげていろいろと話し合ひを四月の十四日ですかにいたしましたときに、この合併を首脳陣に決意をさせるためであればどういふことをやってもいいという意味にとれることも言われておるわけでございます。

こういったような具体的な事実が明らかになつていふ以上、私は、合併についてやはりこの具体的な事実が介入であるといふふうに解せざるを得ないわけですが、あなた方は合併しなければ中小企業と心中してもいいんですかといふようなことを、少なくとも責任のある財務局当局が言われるといふことは一体どういふことなんでしょうか。逆にお伺いをいたしたいと思ひます。

○近藤政府委員 そういふ言明をしたという事実は聞いておりません。なお、先ほど来のお話の際にも御答弁申し上げましたように、現地でどういふやりとりがございましたか、それはなお調査をいたしてみたいと考えております。

○小林(政)委員 この問題について現地の調査を行なうといふことでございますけれども、私はいままでのそういう事実はないと思つと、こういうふうには局長は否定をされておりますので、この事実については責任もって調査をして明らかにしてもらいたいといふふうに考えます。

それから、ただいま述べられておられるようなこの正金相互と福岡相互銀行の合併問題については、不当な介入は一切今後もちろんやらないといふことをはっきり約束ができるわけですね。

○近藤政府委員 その点は先ほど来申し上げておりますように、合併といふことにつきましてあくまでも自主性尊重といふ基本線は変えておりませ

ん。

○小林(政)委員 先ほど来から、合併の問題については根回しといひますか、内部の実情がどうなつていふかという、この調査等に非常の不備があった、こういうことを認められておるわけでございますけれども、合併の問題については支店長をはじめ、重役も一部を除いてほとんどの人が何も知らされてない、こういったような中で、一方的に双方の銀行当局が合併について意思が統一したといふことだけで合併といふ問題が認められるものなのかどうなのか。もちろん先ほどから局長も、これには労働条件の問題とかあるいは職員について差別がないようにとか、いろいろ条件を述べられておりましたけれども、しかしその意思を決定する場合にこういったようなことで、意思表示といふことが、ごく一部の人のみで決められた問題を正当な意思表示といふふうには認められませんか、どうですか。この点についてまず伺つておきたいと思ひます。

○近藤政府委員 金融機関の合併その他の場合に、自主性尊重と申します場合には、あくまでも正当な代表権を持つ者の申し立て、主張、それらのことを基本にして当局といたしましては考えてまいり、またそれ以外に実際上方法はないといふことでございます。

○小林(政)委員 その正当な代表権を持つ者といふ場合には社長だけですか。それとも重役のどういふことをおっしゃるのか、その点について明らかにしておいてもらいたい。

○近藤政府委員 社長の申し立てに基づいて判断をいたしております。

○小林(政)委員 社長が一方的に合併を承認する、あるいは合意に達したといふことを意思表示すれば、それでどう支店長はじめ全然知らされなくともそういうことが通るといふことになる。私はこれは今後大きな問題を残すといふふうに思ひますけれども、そういうことでもってそれを正しいといふふうにお認めになり、今後もしういふ方針を貫いていかれる、こういうことでござい

ますか。

○近藤政府委員 合併の場合におきましては、特に金融機関の合併の場合におきましては、事前に漏れることによりまして、せっかくそれが国民経済的に見ていい合併でありましてもつぶれてしまふというおそれがあるわけでありまして、そこで事前の根回しというものがたいへんむずかしいことになるわけでございます。本件の場合におきましては特にその根回しにつきまして、あとから見ればいろいろな点で問題が多かったという点を社長が非常に反省をいたしておりました、その点についてはこれから懸命の努力をするという点を言っておる。もう一つは、今回の場合には先ほど来申し上げておりましたような不祥事件という要素が一つ加わっておりますので、その線ですますむずかしかったということは想像にたかくなところでございます。

○小林(政)委員 この不祥事件の問題が何か合併を促進する一つの主要な理由になっておるよう、先ほど来から私お聞きをしていてとそういう感じを受けるわけですが、当委員会の中でも、金融機関の中での不祥事件の問題等については、常に閉鎖主義的な、外部に漏れるということを押えるのだ、こういったようなことから非常に秘密主義的なこういう態度がとられてきたことが、富士銀行のようなああいう不祥事件まで発生するようになったのだということで、この委員会等におきまして、もっと開放的にこの態度を改めると同時に、預金を促進するというようなことの方に重点が置かれておるところにこういう問題が起こつてくるのだ。これは当大蔵委員会におきましても非常にやはり大きな問題点として指摘をされたわけでございます。この不祥事件というものが起こつたというのは、これは何も正金相互銀行だけの問題じゃなくて、むしろ私は、最近政府が進めている金融機関の競争原理の導入、こういう政策が結局は過当競争を引き起こしてこういう問題を起こしているのであつて、むしろ根本的な過当競争を激化させていく、こういう政策の中にあ

ることであつて、たまたまこの不正の起こつた問題等につきましては、いかにこれを今後起こさないように、正しく積極性を發揮して指導していくかということが重要だと思ふのです。合併を促進する条件に不祥事件というやうな問題を主要な要因として考えるのではなくて、そういう事実があるならば、その問題について正しく解決をするという、そういう指導こそむしろ行なうべきであつて、これは合併の理由にはならないと思ひますけれども、いかがですか。

○結城説明員 正金相互と福岡相互銀行の合併の話は、もちろんただいまの不祥事件というのが事のきっかけにはなっておりますが、正金相互銀行といたしましては特に正金相互銀行の置かれておるところのいろいろな条件から考えまして、社長は以前から、適当な相手方があれば合併を考えたい、それがまた従業員の処遇の改善にもつながるし、あるいはまた取引先に対するより充実した金融サービスができる、こういう考え方を持っておつたわけでございます。それがこしに入りまして、先ほどの三月になりまして黒崎支店の事件が起こりまして、調べが進むにつれてその損害額がきわめて大きいということがはつきりいたしましたわけでありまして、並行的に福岡相互銀行と、その間に合併という話がまとまりつゝあつたようでございますが、不祥事件という問題がクロブアツプされましたときにおけるこの銀行の信用ということを考えますと、やはり合併という問題をこの際早くきめまして対外的に表されたにすぎない。そのほうが銀行にとつてもあるいは預金者にとつてもプラスになる。こういう判断を下しまして四月に合併を発表した。こういうことで、不祥事件が合併の最大の理由ではなくて、合併をするということについては、社長がかねてから正金相互の将来ということを考えまして考へておつた。今度の不祥事件という問題がそれを積極的に進めた、こういうふうな形になつておるわけでございます。

○小林(政)委員 そうしますと、それは社長が言つたことであつて、当局としてはそれを理由にして合併を促進するというやうな態度は一切持つておられないわけですね。

○結城説明員 先ほど来局長から申し上げましたように、合併という問題はあくまでも当事者の自主的な意思に基づいて合併の合意がなされた場合に、当局はそれをもとにしてできるだけの協力をする、こういう態度をとつております。

○小林(政)委員 私は、いままでも質疑を通しまして、あるいはまた現地の調査団の調査に基づきまして、この問題が財務局の介入もなく自主的に話が進んでおる、こういうことにはどう考へてもとれないわけでございます。この問題を正しく解決していくためには、先ほど来からも述べられておることは、まず、財務当局が不当に介入してゐるのではないかと、幾多の言動、この問題については責任をもつて明らかにしてもらいたいというのと同時に、信用の問題等も地元では社会問題にもなつておるようでございます。このやうな中で合併を行なうこと自体が、先ほど局長が言われておりますやうな要件にもかつていないと思ひます。そういう点で、指導監督機関としての銀行局がこの問題については正しく指導性を發揮されて、このやうな中で一方の合併の強行については絶対にこれを避ける、こういう点について明確な言明をいただきたいと思ひます。

○近藤政府委員 一般論をいたしまして、スケールメリットを發揮するための金融機関の合併が望ましいということは申すまでもないところでございますが、個々の合併につきましてもあくまでも自主性を尊重するといふことは、今後とも貫いてまいりたいと思ひております。

○小林(政)委員 きわめて時間がございますので、最後に一点だけ要望いたしておきたいと思ひます。

合併の問題等につきましては、今後このやうな事態が起こらないということが非常に重要だと思ひます。この合併問題については先ほど来から自主的に、自主的にと言われておりますけれども、その自主的解決が今回のやうな措置であつて

は重大問題だといふやうに私は考へますので、この問題点の一つの問題ではなくて、今後の合併問題等についても重要なつながりを持つ、根を持つ問題でございまして、ひとつ正しく解決をしてもらいたい。そのためには、この合併問題を急いでやるといふやうな不当な介入については今後一切避けていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○山下(元)委員長代理 阿部助哉君。

○阿部(助)委員 端的にお伺いしますから、なるだけ簡単明瞭に答えてください。

東京都世田谷区南島山一丁目十六番地、ここにいまボウリング場をつくつております。このボウリング場は、公園の写しによると国有地の上に一部建てておる、こう思ふのであります。その辺大蔵当局の調査はどうなつておりますか。

○小口政府委員 お尋ねの土地でございますけれども、おっしゃるところに国有地はあるわけでございます。それで、その国有地の状況でございますが四十メートルというところで計算をいたしますと、当該ボウリング場は国有地にはかかつていないということになりまして、

○阿部(助)委員 その幅九尺というのは何によつたのですか。

○小口政府委員 法務局の出張所の公園によりまして、そういうふうに考へております。

○阿部(助)委員 その法務局の公園の写しというのはいつとられましたか。

○小口政府委員 本年の二月十三日でございます。

○阿部(助)委員 そうすると、二月十三日に法務局の出張所から公園をとつたところが、その公園の中に九尺というのを書いてある。だから幅九尺なんだ。九尺にすると、このボウリング場は国有地にかかつていない、こういう見解ですね、結論からいいますと。

○小口政府委員 そういふことでございます。ただ、経過的に申しまして、ボウリング場の建設の時期におきまして、ボウリング場の建設事務所と

それから建築用の足場がたたいま申し上げました国有地にかかっておりまして、これは撤去をするということでも撤去しております。

○阿部(助)委員 法務省の方おいでになっておりますか。

法務省の方にお伺いしますが、法務局の公図に大体九尺なんというこんな字が書いてあるのは、ほかには見当たらないわけですか。ここだけがこれ書いてあるというのですが、法務省の公図には大体こんな九尺だとか、幅なんというのは書いてあるのですか、本来。

○批田田説明員 登記所に備えつけられております公図には、いわゆる間尺は書かれておらないのが原則でございます。ただ、東京法務局の調布出張所で保管しております公図の中には、道路とか畦畔とかについて間尺が記載されておるものがあるように聞いております。

○阿部(助)委員 少しかしいのだな。大体書いてないのが普通でしょう。それでほかの図面——この写しはおそらく法務省のほうからでしょうが、世田谷の土木部の所管しておるものにも、あるいはまた世田谷の税務事務所で所管しておるものにも、そんなものは書いてないのですよ。あなたは、それはそこには書いてあるということを書いてきたと言いが、いつ聞いてきたのですか。いいかげんなことを言っているのだ。

○批田田説明員 私は、いま問題になっております公図について申し上げておるわけではございませんで、原則的には各登記所にあります公図には間尺は入っておりますが、東京法務局の調布出張所で持っております公図の中には間尺が記載されているものもあるということを書いておるわけでございます。なお、現在島山一丁目地区の公図は、非常に地図がいたんでおりますために修理中でございますので、私その実際の図面を調査することができなかつたわけでございます。

○阿部(助)委員 だから、あなたが調布出張所の公図の中にはそういうものが書いてあるという話を聞いた、こうおっしゃるから、それはいつ聞いたかと、こういうのですよ。

○批田田説明員 それは、本日電話で確かめましたところ、そういうものもないわけではない。ただ、問題になっておりますところにつきましても、現在修理に出しておりますために調査することができなかつた次第でございます。

○阿部(助)委員 大体、公図の修理というものは普通どれくらいかかるものなんですか。そんないつまでもいつまでも住民が見れないようなことをやっておつたのでは困るじゃないですか。大体、普通はどれくらいかかるものなんですか。

○批田田説明員 それはいたみぐあいにもよるわけでございますが、地図を再製いたしますためには現状どおり間違ひなく複製をしなければならぬという要請がございますために、一筆一筆間違ひなくトレースされていくかどうかということに厳格に調べなければならぬために、普通の図面を写しをとるといふのはだいぶ違ひましてかなりの時間を要しておりますので、二、三ヶ月あるいは場合によってはもう少しかかる場合もあるように聞いております。

○阿部(助)委員 いや、私は午前中説明においでになったあなたの方のところに聞いたら、大体長くて一ヶ月だと言います。あなたはだんだん幅を広げて、二、三ヶ月からもう少しかかる場合もあるみたいなた話にだんだんぼやかすけれども、そんなに三ヶ月も四ヶ月もかかったら、土地を売つたり買つたりする人も困るだろうし、いろんな国民の不便もある。それは確かに正確を期さなければいかぬから何がしかの目数がかかるのはやむを得ないけれども、そんな半年もかかるというようなことは、これははよとおかしいじゃないですか、そんな注文のしかたをしておるのですか。これは大体よそへ出すわけでしょう。そんなルーズな注文を皆さんのところはするのですか。

○批田田説明員 仰せのとおり、なるべく早く修理をいたしまして、閲覧に供すべきであると私も考えております。ただ、相当の枚数を一括して再製させるといふために、一枚一枚の地図につ

きましてはそれほど長期間は要しませんが、それと量が多くなって多い場合には全体として長くなるということもあるだろうと思ひます。私も今後のやり方につきましては、少しずつ区分いたしまして短期間で済むような方法も考えてまいりたいと思つております。

○阿部(助)委員 そんなことは当然のことです。しかも、皆さんのところの説明を聞いたところでは、大体一ヶ月程度でこれができるのが普通でございます。ところが、こうおっしゃつておるのですよ。と見せてくれない。今日まで半年もかかつておるのですよ。そんなことがあるのですか、一体。

○批田田説明員 地図の修理のしかたにもいろいろございまして、現在の調布の出張所の管内では土地の売買その他で公図を閲覧する機会が非常に多いございまして、紙に写すというのではなく、いわゆるポリエステルフィルム用の紙にやるために、時間が普通のよりもかかるという状況でございます。なお、出張所のほうでは業者をせかせまして、早く納めさせるようにしていることの努力をいたしておるようでございますし、なお私どものほうからも、なるべく早く完了するように努力をいたしたいと思つております。

○阿部(助)委員 大体、半年近くも国民が必要のものを見れないというようなことは困るのです。しかもこれは、問題になっておるところを一般が行つても見せないわけですよ。しかも、きょうおいでになった人の話を聞いても、またいろいろな図面を見ても、大体そんなものは書いてないのが普通なんです。ここにも書いてないのですよ。あなた、これはごらんになればわかるのです。なぜ九尺という数字が出てきたのか、それがわからぬのですよ。九尺なんというものは大体書いてないのが、これはどこの公図でもそうなんです。それに、これはどこの公図でも幅九尺にした。九尺にすると——ほんとうをいうと六メートルあるんです、大体。九尺にすると半分になってしまうわけです。半分になると、この国有地につ

くが国有地でないということになつちゃうわけです。その辺で、この九尺という字がいつ入つたのか、ほんとうに入っているのかどうなのか、そこはわからない。いつこの九尺が入つたかわかりません。また、ほんとうに入っているかどうか、あなた確かめたわけじゃないですね。

○批田田説明員 問題になっております土地につきまして、どういふような記載がされているかというのを私は確かめたわけではございません。ただ先ほど申し上げましたように、調布の出張所で保管されております地図に間尺が入っているものがあるということは、私電話で調査をしただけでございますけれども、入っているものにつきましては道路なども入っているようでございますが、それはメートルではなくて間尺で幅員が墨で記載されているものがあるということも聞いております。

○阿部(助)委員 そうすると、特にこういう問題がある場合は、修理中といふこともなかつた立ち会ひの上で見せていただくということは可能でしょうか。

○批田田説明員 それは不可能というわけではございません。

○阿部(助)委員 大蔵省のほうにお伺いしますけれども、国有財産というものの管理、そういうものは一体どんなふうに行つておるのですか。このところは昔の畦畔だった、こういう御説明をいただいておるのですけれども、この公有地というのは相当な面積です。かりに十二メートルとすれば、これは相当な面積だ。しかも区の方ではいろいろとそこへ緑の地帯をつくらうとかいう計画もあるやに聞いておるのではありませんけれども、相当の面積だ。そういうものが何かわけのわからぬ形で建物が出ていくとか、既成事実がつくられていくということになつてまいりますと、一体国有財産の管理というものはどうなつておるかという疑惑を持たざるを得ないわけですか。そういう点で、どんなふうにお考えになつておるわけですか。

○批田田説明員 仰せのとおり、なるべく早く修理をいたしまして、閲覧に供すべきであると私も考えております。ただ、相当の枚数を一括して再製させるといふために、一枚一枚の地図につ

○小口政府委員 先生がおっしゃるとおりでございます。大蔵省といましては、国有地の管理については厳密にやらなければならぬというふうな考えでおるわけでございますけれども、本件のような畦畔につきましては、これは地租改正に由来するものでございまして、あぜ道とか、馬道とか、あるいは根切り堀とか、そういうふうなものがその当時生まれまして、これが全国にわたって非常にたくさんあるわけでございます。その当時のいきさつから申しまして、国有財産台帳に登録されておらないわけでございます。したがって、当然国としては管理して、そしてそれを把握してやるべきでございますけれども、そのように数が全国的に無数にあるというので、なかなか管理が行き届かないというのが現状でございます。

○阿部(助)委員 どうもさうなんだ。この設計士で、土壌家屋調査士、この人が、この建物をつくるための敷地を、ここに国有地があるから、こちらからはかかっていきますと明らかにこの土地は六メートルの土地になるように、この人自身がやっておるわけですよ。この敷地の建物をつくる幅が四十七メートル、そうして国有地の端っこまでこつちからこうやってきてこまで入れると五十三メートルとなつておる。明らかに土壌家屋調査士の富沢という人のつくった図面でも、国有地は六メートルなければいかぬのです。また、図面の縮尺からいって、ほかの地域と比べてみても、明らかにこれは六メートルなんです。にもかかわらず大蔵省のほうでは、九尺というものがその中に入つておるから九尺でございます。さういふ言ひ張つておるわけですよ。

さうすると、まず一つの疑問は、九尺というものが普通の公園ではあり得ないことなんです。しかも、おそらくこの公園を写したであろうところの土木の所有してある公園、これにはもちろん入つてない。そして、世田谷の税務事務所にあります公園の中にもこれは入つてない。ところが、一般の人には見えないという公園の原簿には

九尺というのが入つておる、こう皆さんのところの人たちはおっしゃるわけですよ。さうすると、どうもその九尺というのが入つたのか、ほんとうに入つておるのかどうか、それもまたわからぬのです。しかもそこにはもう着々と工事が進んで、さうしてボウリング場がそこへでき上る。これはあとで農林省の方に伺ひますけれども、しかもその場所は建ぺい率からいって違反があり、あるいはまた農地転用ということで許可を受けておるけれども、本来の目的はボウリング場でないし、これもまた違反をおかしておる。だからこの建物は数々の違反をおかしておる。一つ一つあげればたいへん時間がかかるから申し上げませんけれども、さうして建ぺい率が足りない、まだ農地であるところの人たちから一応借りたということにして建ぺい率を合わせる。さうして建物を建てるという自体はほかの目的で農地転用をしておる。さうしてボウリング場をつくつておるという形で、何か非常に権力的なうしろからの応援を得ておるのかどうか知りませんけれども、やることなすことが一つ一つ食い違つたものをやりながら、しかも国有地にまではみ出す建物をつくつておる。さうして、この図面を見てもわかるように、明らかに六メートルあるから九尺ですとこつちからいふ。何かそこに不可解なものを感じるわけですよ。ほかのものがなければまだこれは認めることができるとして

もう一ぺん申し上げますと、まず建物を建てるという目的が違つて、農地転用がこれは違法なんです。そしてそれで建ぺい率が足りないから隣の農地を借りることにしてやつた。これもまたほんとうは農地法違反なんだ。さうして、国有地のほうへはみ出した。さういふものを、一々違つたことをやってきておる。さうするとそこに疑惑が起きますのはこれは当然のことなんです。私は自民党の有力者の名前は申し上げないけれども、これは疑惑を持たざるを得ない。当然のこと

なんです。一体大蔵省はこれをどういう管理をし、どういう式でいままでこれを認めてきたのか、その辺が私はわからない。それをはっきりしてもらひたい。

○小口政府委員 九尺の問題について申し上げますけれども、この公園はここに写しをございまして公園を写したものでございまして、これには九尺という表示があるわけでございます。

それで、先生がおっしゃいますように、こういう例は非常に少いございまして、全国的にもこういうような数字の表示がないのが普通でございます。ただこの辺一帯につきましてはこういう例がほかにもございまして、こちらといたしましては、国有財産台帳に登録されてない財産でございまして、公園から推定いたしました国有地の面積を出してあるわけでございますけれども、公園に九尺という記載がございまして、やはりそれによつて得るべきではないかというふうな考え方でおるわけでございます。

○阿部(助)委員 私はどうもそこはこたわるのですが、本来そんなものはないのが普通であり、書く必要もないんだ、原図には、いつこれが入つたのか、ある意味ではこれは疑惑を持たざるを得ない。さうしてその問題になつておるときに、公園は修理にやりました。普通は一カ月でできるものが半年も国民には見せてくれない。一体これはどういふことなんですか。この建築を許可するしないは皆さんのほうの仕事ではないだらうけれども、一応とにかくこれだけ問題になり、地域の住民も騒いでおる。さういふときには何か皆さんのほうでも早急にこれを実測するなり、さういふものをやつてしまひらかにする責任があるだらうと私は思う。そしてこれだけ問題になつておれば、これは皆さんの権限でないかも知れぬが、政府としては都にも言つて、場合によれば建築をしばらくとめて、待つてもらうというふうなこともあれば講じなければならぬと思う。ところが既成

事実でどんどんそれができていけば、あとはどうしようもないということになつてくる。ほんとうにこれはかつて気ままな無法がまかり通つておるのですよ。私は時間がないからあまりしませんが、先ほど農地局の方にお伺ひをして見ても、明らかにこのときの目的が違つておるわけですよ。さういふ違反をやつておる。そして建ぺい率が足りないという、今度はまた隣の農地を借りたという。しかも借りたのをまた取り消しておる。取り消した日にちが、取り消しという一つの事実であるにかかわらず、借りた人が東京都に出した取り消したという書類の日付と、貸したほうの人が取り消した日付とがまた食い違つておる。これはめちゃくちゃだ。一つの事実に対して、借りた人と貸した人との両方の日付がこれまた違つておる。とにかくさうなすことめちやくちゃなんだ。何か権力をかさにして、さうしてかつかつておる。さういふことをおとしかこれは思えない。これだけ問題になつておるのにこんなものをほうつておくというのは、大蔵省の国有財産の台帳に載つておるとか載つてないとかいふことは別に、載つてないものはみんなぶんどつておるのかといふことになる。さうすれば、これは当然善良な管理者として、公務員として、調査をし、そして場合によればその間の工事をとめるぐらいのことは必要だと思ふのです。その辺どうですか。

○小口政府委員 国有財産台帳に載つておるもので管理をなさしているということではございませぬので、国有財産台帳に載つておるもので、結局登記所の持つております公園を手がかりにして国有地の面積を計算して、そして管理、処分をしておるといふことなのでございませぬけれども、先生もおっしゃいますように、この点につきましてもはかにあまり例のないような九尺という表示があるわけでございます。大蔵省といたしましては、その数字があります以上はその数字を無視できないという気持ちでおるわけでございます。

また実測の問題がございますけれども、これは実は近所の方で実測の立ち入りに反対をされておられる方がいまだございましてけれども、最近は大蔵省のほうといたしましては今月末、同意を得られれば、二十五、六、七日ごろにでも実測をやってみたいというふうに思っておるわけでございます。ただ、実測をやりますにつきましても、お話しの方でございまして、この点は法務局の問題でもあると思ひますけれども、法務局ともよく打ち合わせをいたしましていろいろ調査を進めていきたいというふうに存じます。

○阿部(助)委員 法務局の方にお伺いをしますけれども、九尺というのがこれは普通ないというのだから、私その点どうもこだわるのですが、だれか書いたとしたらどういふことになるのですか。途中でよく最近にこれを書いたとしたらどういふことになりますか。

○批田田説明員 もし私人がかつてに書いたとすれば、これは公文書によけいな手を入れたという違法なことになるかと思ひます。私、現物を見ておりませんのではつきりいたしません、登記の事務といたしましてはこれは間尺を入れるということはございせんので、昭和二十五年に税務署から登記所のほうにその公図を引き継いでおりますので、もし書いてあるとすれば、それは登記所に移管する前に書かれてあったものではないかというふうに想像いたしておるわけでございます。その後書いてあるといたしますれば、それは登記の手続としてやるということは考えられませんが、だれかが書いたということも想像できるかもしれませんが、それも筆跡だとか古さとかいうものも見せんと、ちよつと何とも申し上げようがございせん。

○阿部(助)委員 それでは最後に、やめようと思つたけれども、農地局の方おられますね。いま建物を建てておるところは農地だった。この農地をドライブイン・レストランということでは

申請したのですが、それで農地転用をしておるわけです。この日付がいつだったかな。ところがいまのところこれはポウリング場になりつつあるわけですから、そうするとやはりこれは転用の手続を間違えておる、違反であるということになりませんか。

○堀川説明員 きょう質疑の御通告がありまして、さつそく東京都から報告をせしめましたところによりましてとりあえずお答えを申し上げたいと存じます。先生も御承知のように、農地法の目的に沿ひまして、農地の転用についての制限の制度が第四条並びに第五条にあるわけでございます。問題は、先生のおっしゃつておられるのは、第五条の農地を農地以外のものにするための権利の移転、つまりこの場合は所有権でございますが、移転の際における許可の問題であると存じますが、それにつきましては昨四十五年の七月二十一日に転用の許可がなされております。その際、転用の申請の目的はドライブインということでございますが、現在施設は完成してないやうでございまして、先生もおっしゃいましたやうに、ポウリング場にする目的で建設中であるというふうに当局から報告を受けております。

○阿部(助)委員 一応これで終わりますけれども、大蔵省のほうもひとつ実測をするなり調査をしていただきたいし、もう一つは法務省のほうも、この問題になつておるところを、特に住民が騒ぎ出してから何か図面を修理に出すというやうなことで、しかもそれが常識を越えた、普通のあり方を越えた何か月もこれをやっておるなどということでなしに、これは関係者に見せてもらうやうに、関係者が見れるやうに何とか手配をしていただくことを要求しまして私の質問を終わります。

○山下(元)委員長代理 本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十九分散会